

地階における延焼のおそれのある部分の取り扱いについて

=要 旨=

地階については、延焼の恐れのある部分は規定上生じない。しかし、下図に類する地階の形状の場合は、延焼防止上、地階を1階とみなし、延焼の恐れのある部分を算定することが望ましい。

=内 容=

延焼の恐れのある部分は、地階については規定されていないが、令第1条第2号で定義される地階は必ずしも地中に完全に埋もれたものばかりではなく、その開口部が地上部分にあつて延焼の観点からすると1階と同様な場合があるが、このような地階については延焼防止措置をとることが必要である。ただし、地階の開口部がドライエリア等で防火上有効に遮られている部分は除く。

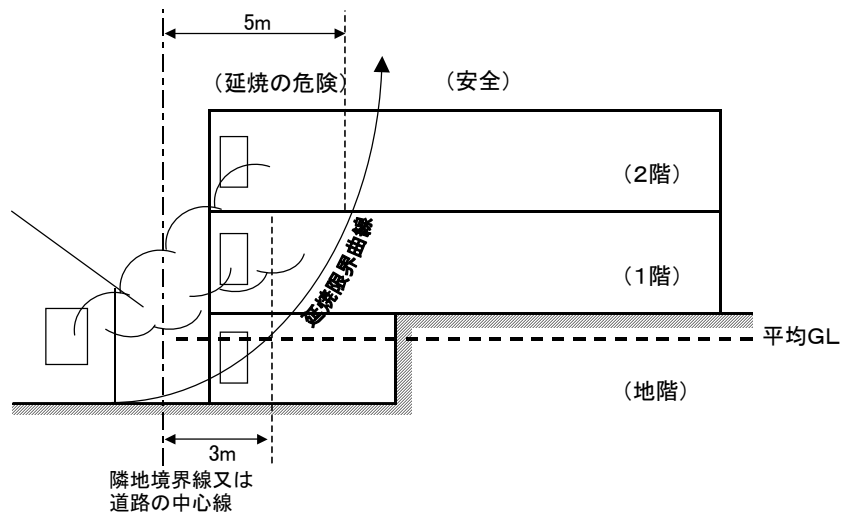


図-1 平均地盤面から生じる地階等

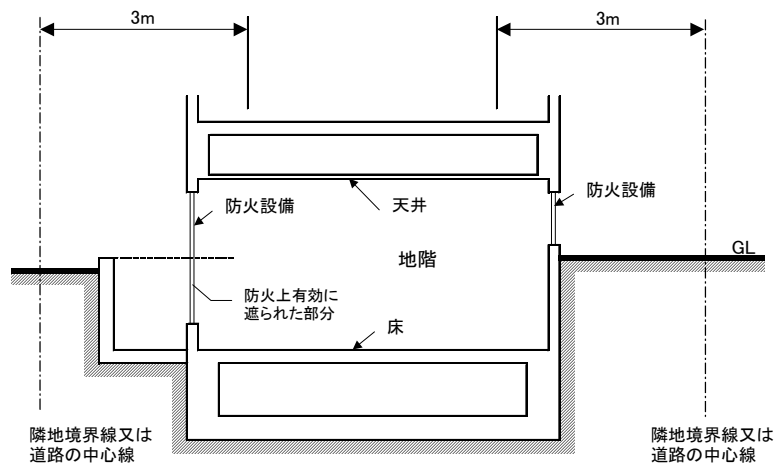


図-2 ドライエリアのある地階等

=備 考=

関係条文	法第2条、令第1条
関 連	防避解説

年度	分類	番号
15	防避	005

ガソリンスタンド等の延焼のおそれのある部分にある「外壁の開口部」について

=要 旨=

法第27条又は第61条の規定に基づき準耐火建築物としなければならないガソリンスタンド等にあつては、外壁の開口部のうち延焼のおそれのある部分で誘導車路その他もっぱら通行の用に供し通常車を駐留させない部分にあつては、防火戸その他政令で定める防火設備を設けることを要しない。

=内 容=

法第27条又は第61条の規定に基づき準耐火建築物としなければならない建築物にあつては、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他政令で定める防火設備を設けなければならない。  
ガソリンスタンドのキャノピー屋根部分については、通常給油等のためのみに誘導及び停車され、長時間にわたる駐車はないと考えられるため、昭48通達第110号ただし書きの「誘導車路その他もっぱら通行の用に供し通常車を駐留させない部分」に該当するものと判断できる。よって、その部分については防火設備を設けることを要しない。  
また、法第61条の規定に基づき、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分についても同様とする。

=備 考=

近年ガソリンスタンド内にブース型の屋根付き洗車場を併設している場合があるが、これについては、開放(外壁を有しない)自動車車庫に該当するものであり、その取り扱いについては14防避003による。

関係条文	法第 2 条、法第 27 条、法第 61 条
関 連	昭 48 通達第 110 号

年 度	分 類	番 号
14	防 避	005

法第 2 条第 6 号ただし書きの「耐火構造の壁に面する部分」の取り扱いについて (1/2)

=要 旨=  
同一敷地内に複数の建物があり、建築物の対向面が耐火構造の壁の場合には、延焼の危険性が少ないので、延焼のおそれのある部分は発生しない。

=内 容=  
同一敷地内に複数の建築物がある場合の建物相互間の「延焼のおそれのある部分」については、建築物相互の外壁間の中心線からそれぞれ距離を測るよう定められており、建築物の対向面が耐火構造の壁の場合には、延焼の危険性が少ないので、延焼のおそれのある部分は発生しない。  
建築物相互の外壁間の中心線を設定するうえで、建築物相互の外壁が平行でない場合は、それぞれの外壁線を延長し、その交点の角の 2 等分線を求め、それを中心線とする。

Fig. 1 建築物相互の外壁間の中心線の設定例

=備 考=

関係条文	法第 2 条
関 連	

年 度	分 類	番 号
14	防 避	006

法第 2 条第 6 号ただし書きの「耐火構造の壁に面する部分」の取り扱いについて (2/2)

=内 容=

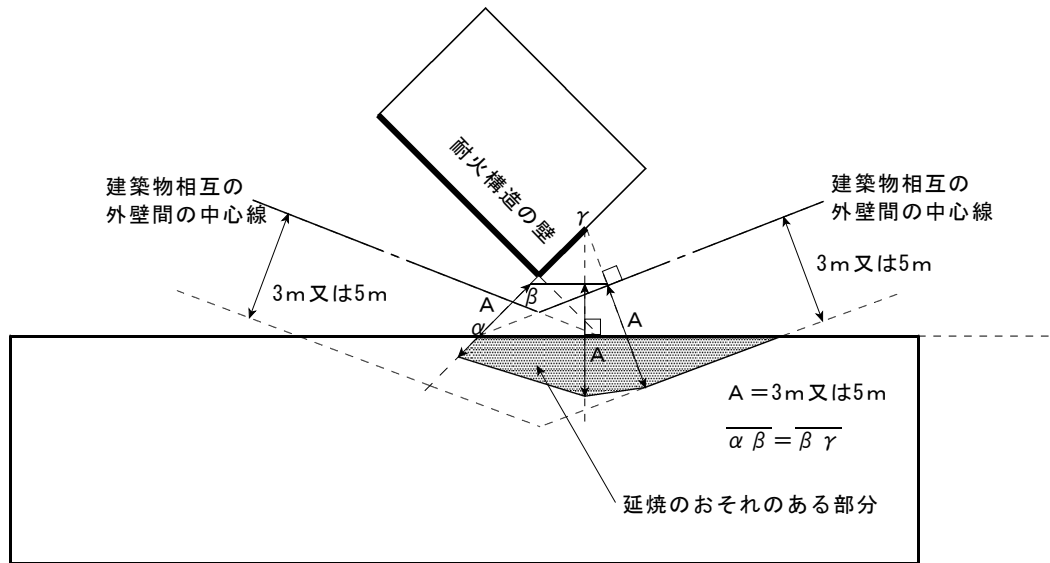
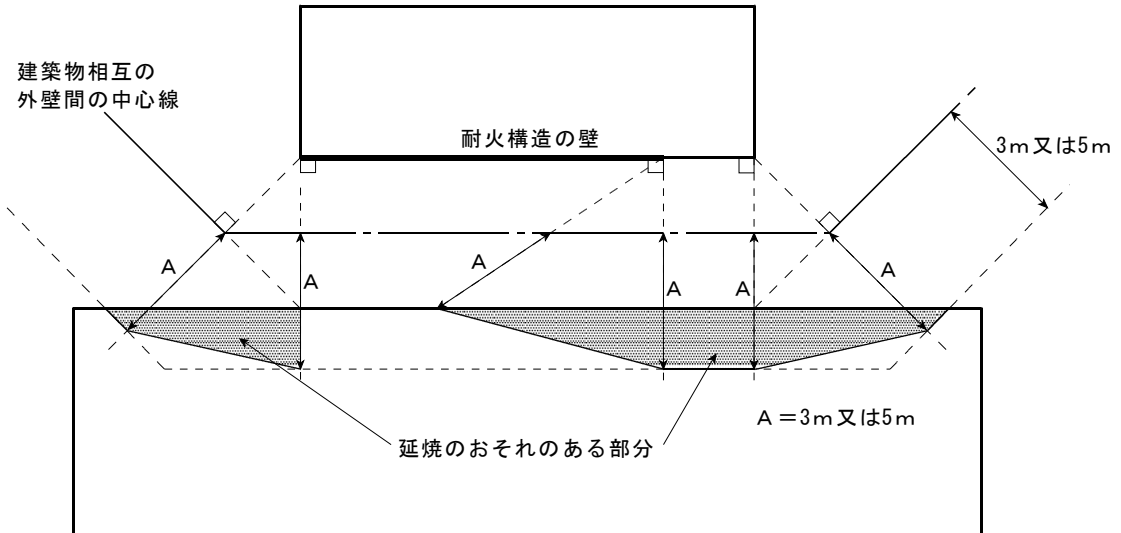


Fig. 2 耐火構造の壁に面する部分の例

=備 考=

関係条文	法第 2 条
関 連	

年 度	分 類	番 号
14	防 避	006

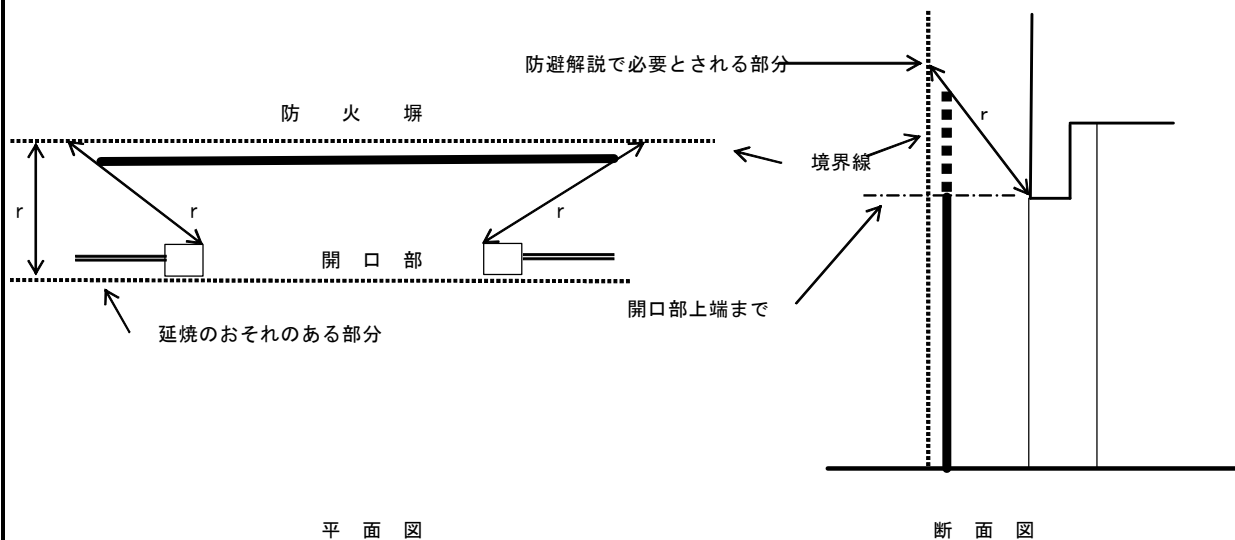
## 防火設備とみなすそで壁・塀等について

## =要 旨=

令第 109 条第 1 項の規定による、火炎を遮る設備で、防火設備とみなすそで壁・塀等については、開口部の四隅から、1 階では 3 メートル、2 階では 5 メートルの半円で描いた円弧と隣地境界線等との交点で囲まれた範囲をすべて遮ることができるものであるが、高さについては開口部の上端まででよいものとする。

## =内 容=

防火設備とみなすそで壁・塀等については、『防避解説』P. 22 に示されているとおり、開口部の四隅から、1 階では 3 メートル、2 階では 5 メートルの半円で描いた円弧と隣地境界線等との交点で囲まれた範囲をすべて遮ることができるものであるが、高さについては、これまでの経緯もあることから、開口部の上端まででよいものとする。



## =備 考=

関係条文	令第 109 条
関 連	防避解説

年 度	分 類	番 号
14	防避	026

## 防火構造及び準防火性能を有する構造（土塗壁同等構造）の下見板張りについて

## =要 旨=

平 12 建告第 1359 号及び平 12 建告第 1362 号において、下見板を張ることができるのは土塗壁に限定されず、同告示に例示されたもの全てに張ることができる。

## =内 容=

平 12 建告第 1362 号においては、屋外側にあつては土塗壁に下見板を張ったものであれば準防火性能を有する構造（土塗壁同等構造）であるとされている。

土塗壁については、平 12 建告第 1362 号に例示されたなかでも最も防火性能が低いものであるが、防火性能に余裕があるため、これに下見板を張ることが可能となっている。よって、その他の例示されたものに下見板を張っても準防火性能を有する構造（土塗壁同等構造）であると考えられる。

防火構造については、準防火性能を有する構造（土塗壁同等構造）より防火性能が上位なので、平 12 建告第 1359 号に例示されたものに下見板を張っても同様に準防火性能を有する構造（土塗壁同等構造）であると考えられる。

ただし、国土交通大臣が定めた構造方法（平 12 建告第 1359 号及び平 12 建告第 1362 号）に依らず、国土交通大臣の認定を受けたものについては、防火性能に余裕がないものもあるため、国土交通大臣の認定を受けたものの下見板を張ったもの全てが、それぞれの構造に必要な性能を有するとは限らない。

## 国土交通大臣が定めた構造方法を用いたものの下見板を張った場合

	下見板を張る下地の構造			
	耐火構造	準耐火構造	防火構造	土塗壁同等構造
耐火構造	○	—	—	—
準耐火構造	○	○	—	—
防火構造	○	○	○	—
土塗壁同等構造	○	○	○	○

## 国土交通大臣の認定を受けたものの下見板を張った場合

	下見板を張る下地の構造			
	耐火構造	準耐火構造	防火構造	土塗壁同等構造
耐火構造	△	—	—	—
準耐火構造	△	△	—	—
防火構造	△	△	△	—
土塗壁同等構造	△	△	△	△

注) △は、下見板を張ったものがそれぞれの構造に必要な性能を有するものとして大臣の認定を受けているもの

## =備 考=

『防避解説』P.14の「耐火構造の外壁に木材、外断熱材等を施す場合の取扱い」では、「耐火構造（準耐火構造、防火構造、準防火性能を有する構造も同様）の外壁や軒裏に、表面材として木材などの可燃材料を張る場合や、外壁に一定の性能を有する外断熱材を施す場合は、それぞれの構造に必要な性能を損ねないと判断できる。」とあるが、これについても国土交通大臣が定めた構造方法に例示されたものが対象であり、国土交通大臣の認定を受けたものについては、それぞれの構造に必要な性能を損ねないとは判断できない。

関係条文	法第 2 条、平 12 建告第 1359 号、平 12 建告第 1362 号
関 連	防避解説

年 度	分 類	番 号
14	防避	022

## 防火上主要な間仕切壁の構造について

## =要 旨=

令第 114 条第 2 項の「防火上主要な間仕切壁」は、原則として法第 2 条第 5 号の規定による主要構造部に該当するものとして取り扱う。

ただし、この取り扱いは、新築、改築及び増築部分に限るものとする。

## =内 容=

令第 114 条第 2 項の防火上主要な間仕切壁の構造については、これまで「防火上主要な間仕切壁が必ずしも主要構造部であるとは限らない。」という取り扱いをしてきたが、『防避解説』P.135 において、防火上主要な間仕切壁の構造については、原則として法第 2 条第 5 号の規定による主要構造部として取り扱う（防火上主要な間仕切壁は、主要構造部から除かれる「構造上重要でない間仕切壁」には該当しない。）ことが示されたため、今後はこれにより以下のとおり取り扱うものとする。

ただし、これまでの取り扱いの経緯もあることから、新築、改築及び増築部分に限るものとし、それ以外の部分への遡及はしないものとする。

建築物の構造種別	間仕切壁の種別
耐火	耐火（耐力壁の時間は位置により、非耐力壁は 1 時間）
準耐火イ-1（令第 112 条第 2 項）	準耐火（1 時間）
準耐火イ-2	準耐火（45 分）
準耐火ロ-1（外壁耐火）	準耐火（45 分）
準耐火ロ-2（主要構造部不燃）	準耐火（45 分かつ材料準不燃）

## =備 考=

関係条文	法第 2 条、令第 114 条
関 連	防避解説

年 度	分 類	番 号
14	防避	023

防火区画の防火戸の閉鎖について

=要 旨=

防火区画における自動的に閉鎖又は作動する防火戸は、通常、煙感知器、熱感知器若しくは熱煙複合式感知器の発報した箇所の閉鎖のみで良いものとする。

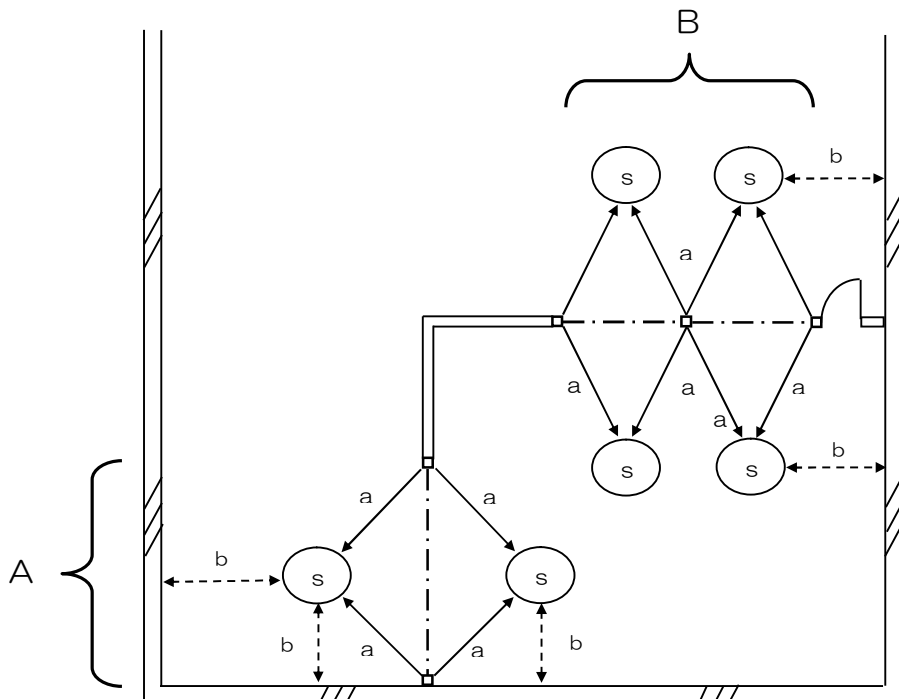
=内 容=

防火区画における防火戸の閉鎖は、感知器の発報した箇所のみが閉鎖すればよく、1つの感知器の発報により防火区画全体が閉鎖状態となる必要はないものとする。(例えば、図のAの感知器が発報した場合はAのみの防火戸が作動すればよい。)

ただし、Bのように2以上の防火戸で連続して防火区画を構成するものにあつては、1の感知器の作動により、連続した防火戸が同時又は順次に作動すること。(『設備指針』6-15、6-16)

- b : 壁から 60cm 以上。
- a : 防火戸から 60cm 以上 10m 以内。
- (s) : 煙感知器、熱感知器若しくは熱煙複合式感知器

※面積区画の例



=備 考=

縦穴区画の場合は、1つの感知器の発報により縦穴全体が閉鎖状態になる必要はない。

関係条文	令第 112 条、昭 48 建告第 2563、第 2564 号
関 連	設備指針

年 度	分 類	番 号
14	防 避	019



令第 112 条第 20 項の規定による防火区画貫通部の埋戻し材について

=要 旨=

給水管、配電管その他の管が防火区画を貫通する場合、当該管と準耐火構造の防火区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。

=内 容=

令第112条第20項では、防火区画の貫通部のすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならないと規定されており、その不燃材料とは法第2条第9号に定義されている。よって、国土交通大臣が定めたもの（平12建告第1400号）、又は国土交通大臣の認定を受けたもので埋めなければならない。

また、給水管、配電管その他の管が令第113条又は第114条で規定する防火壁、界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁を貫通する場合も令第112条第20項を準用するので同様の取り扱いとなる。

=備 考=

平12建告第1400号ではグラスウール板は指定されているが、グラスウールについては指定がされていないため、国土交通大臣の認定を受けたものでなければならない。

関係条文	法第 2 条、令第 112 条～114 条、平 12 建告第 1400 号
関 連	

年 度	分 類	番 号
14	防 避	002

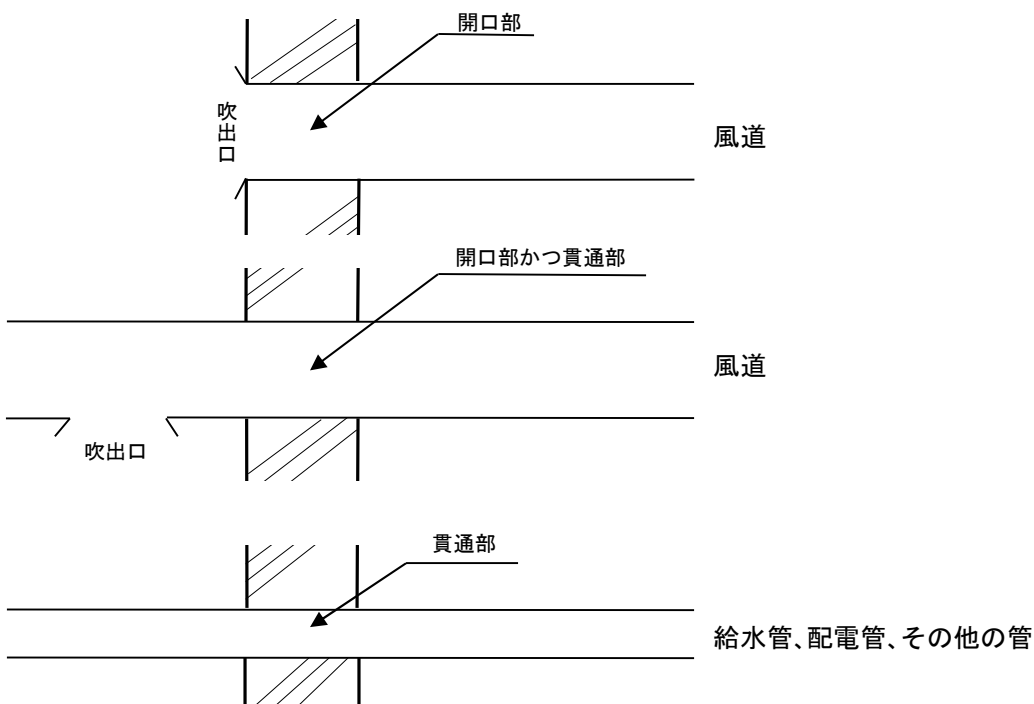
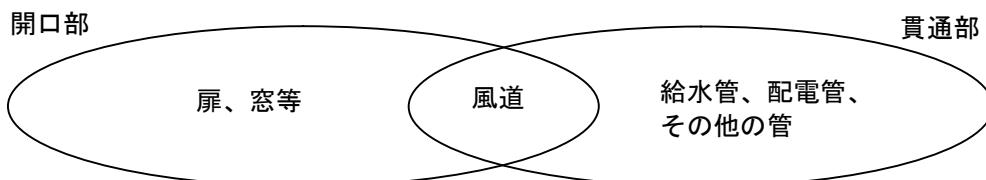
令第117条第2項の区画を建築設備等が貫通する場合

=要旨=

令第117条第2項の「開口部のない耐火構造の床又は壁」の区画を建築設備等が貫通する場合、給水管、配電管、その他の管については『防避解説』P.39のとおり取り扱うが、換気、暖房、冷房又は排煙設備等の風道については開口部に含まれると考えられるので開口部のない耐火構造の床又は壁とはならない。

=内容=

『防避解説』P.39でいう「換気、暖房又は冷房設備の風道」は端部が開放されており「貫通部」かつ「開口部」でもあるので、「開口部」と考えられる。なお「排煙設備の風道」については常時閉鎖しているが、気密性が無い為「換気、暖房又は冷房設備の風道」と同様とする。



=備考=

関係条文	令第117条第2項
関連	防避解説

年度	分類	番号
15	防避	006

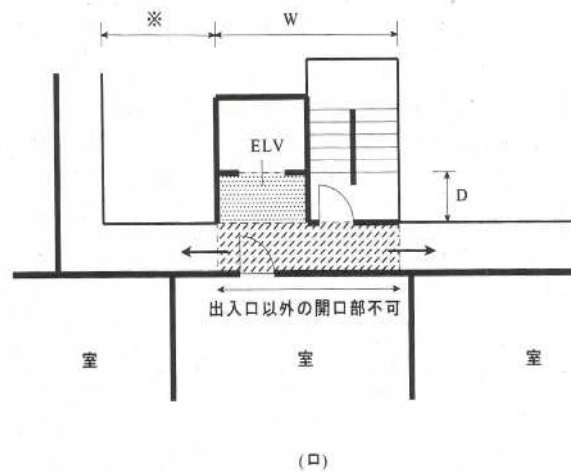


昇降機の昇降路の防火区画について (2/2)

=要 旨=

令 112 条第 11 項本文中カッコ書き「直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分」の取り扱いについては、以下のとおりとする。

=内 容=



=備 考=

関係条文	令第 112 条第 11 項
関 連	防避解説、平 14 第 1 回五特全体会議

年 度	分 類	番 号
15	防避	011

屋根のない吹き抜けに面する部分の取り扱いについて (1/2)

=要 旨=

主要構造部を準耐火構造（耐火構造を含む）とし、かつ、地階又は3階以上に居室を有する建築物で、屋根のない口の字型（コの字型を含む）吹き抜けのうち、対面する外壁間の距離（短辺D）が2メートル未満であるものについては、令第112条第11項の規定による防火区画をする必要がある。

=内 容=

建築物に火災が発生すると、階段や吹き抜け部分などの垂直方向に連続する空間は、急速な火煙の伝播経路となる。このため建築物内部の「垂直方向に連続する部分」と「その他の部分」とを防火区画することにより、火煙の通り道を遮断することを目的に縦穴区画が規定されている。

屋根のない口の字型（コの字型を含む）吹き抜けを有する建築物についても、吹き抜け部分が建築物内部の垂直方向に連続する空間に近く、急速な火煙の伝播経路となる可能性があるため、対面する外壁間の距離（短辺D）が2メートル未満であるものについては、令第112条第11項の規定による防火区画を要するものである。

また、対面する外壁間の距離（短辺D）が2メートル以上のもので、 $5 \times$ （短辺D）を超える高さの吹き抜けを有するものは、令第112条第11項の規定による防火区画をする必要がある。

なお、令第112条第11項の規定による防火区画をする必要がある部分の開口部については、『設備指針』2-30のとおりとする。

=備 考=

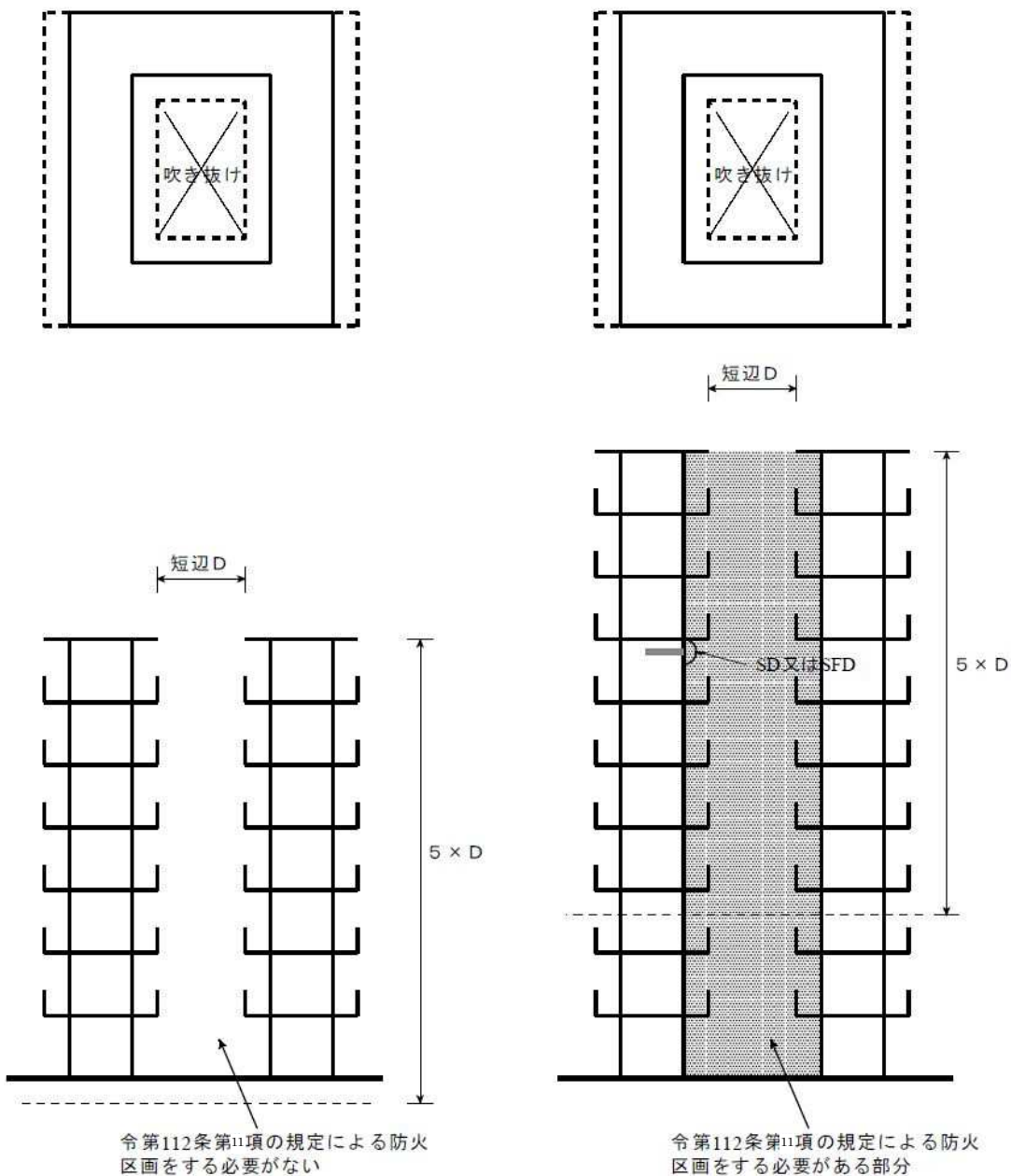
関係条文	令第112条
関 連	設備指針

年 度	分 類	番 号
14	防 避	008

屋根のない吹き抜けに面する部分の取り扱いについて (2/2)

=要 旨=

=内 容=



=備 考=

関係条文	令第 112 条
関 連	設備指針

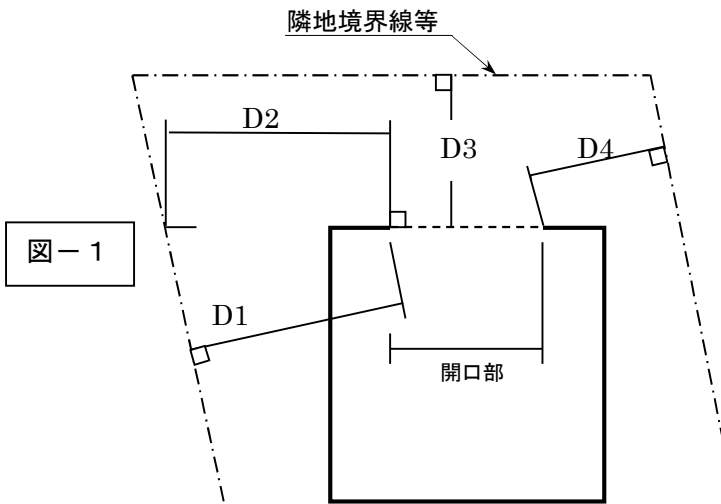
年 度	分 類	番 号
14	防 避	008

令元国告第194号第4第1号イ(9)の規定による「隣地境界線等に面する外壁の開口部で当該隣地境界線等からの水平距離が1メートル以下のもの」の考え方について

=要 旨=

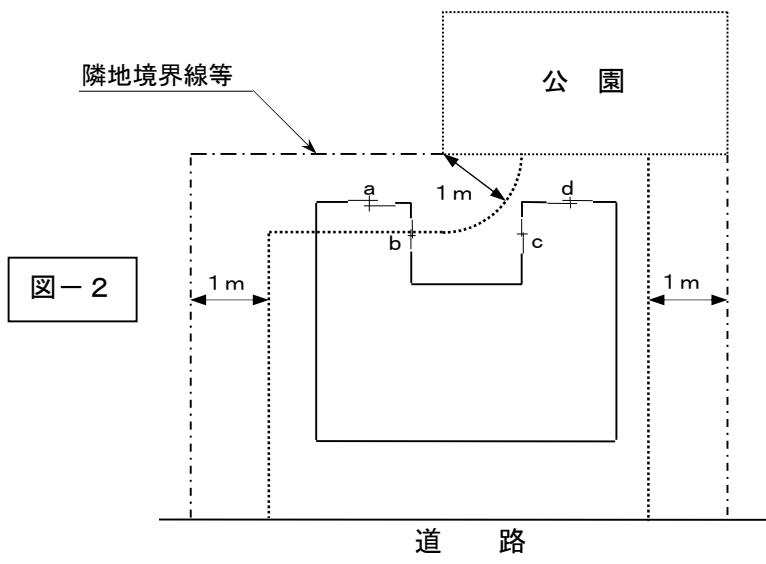
令元国告第194号第4第1号イ(9)の規定による「隣地境界線等に面する外壁の開口部で当該隣地境界線等からの水平距離が1メートル以下のもの」の考え方については下記のとおりとする。また「防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面するもの」についても下記のとおりとする。

=内 容=



●「隣地境界線等に面する外壁の開口部で当該隣地境界線等からの水平距離が1メートル以下のもの」とは、隣地境界線等から水平距離でかつ最短距離で1メートル以下にある開口部とする。(壁に遮られる部分は除かれる。)

●最短距離とは壁に遮られないように測った最短の直線距離であり、図-1のような場合、D2,D3,D4のうち最も短いものが該当する。D1は壁が障害となって直線距離がとれないので除かれる。



●防火上有効な公園等に面する開口部は除かれるが、隣地境界線等の端部から1メートル以下の部分は除かれない。図-2では開口部a、bが「隣地境界線等に面する外壁の開口部で当該隣地境界線等からの水平距離が1メートル以下のもの」に該当し、開口部c、dは該当しない。

=備 考=

なお「耐火構造の壁に面する」は、14防避006を準用する。

関係条文	令元国告第194号第4
関 連	防避解説

年 度	分 類	番 号
15	防避	002

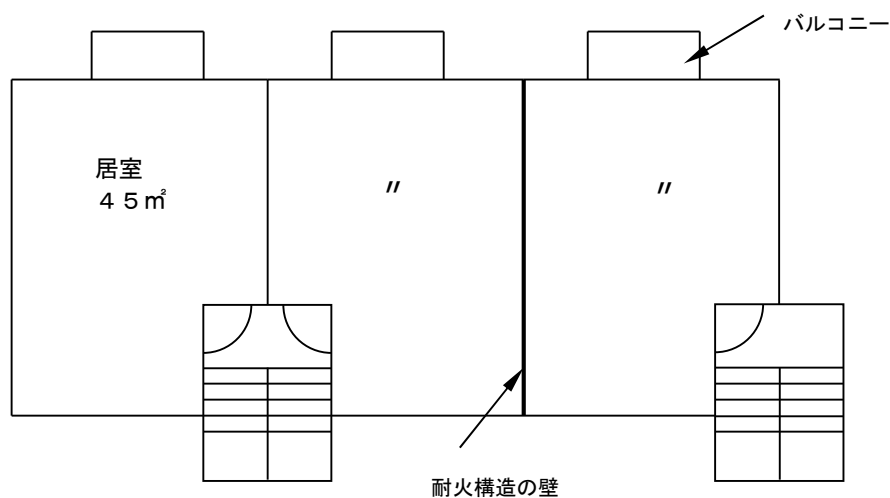
令第 121 条による木造 2 階建て共同住宅（階段室型）の取り扱いについて

＝要 旨＝

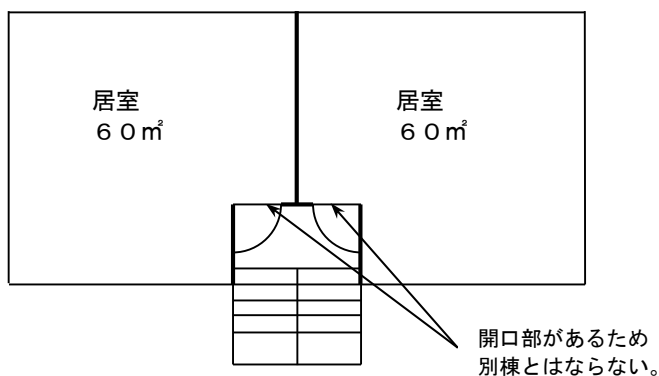
木造 2 階建ての共同住宅で 2 階居室の床面積の合計が 100 平方メートルを超える場合、令第 121 条第 1 項第 5 号の規定により 2 以上の直通階段を設置しなければならないが、令第 117 条第 2 項に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合は、設置しなくてもよい。

＝内 容＝

建築物が 100 平方メートル以内ごとに令第 117 条第 2 項に規定する開口部のない耐火構造の壁で区画されていれば別棟とみなすことができる。



ただし、下図のような場合は認められない。  
(令第 117 条第 2 項による別棟とはならない。各々の住戸専用の階段設置が必要である。)



＝備 考＝

主要構造部を耐火構造とした階段室型共同住宅で、バルコニーが連続した場合の取り扱いは、昭 54 例規第 1 号による。

関係条文	令第 121 条、令第 117 条
関 連	昭 54 例規第 1 号

年 度	分 類	番 号
14	防 避	017



避難上有効なバルコニー等の構造

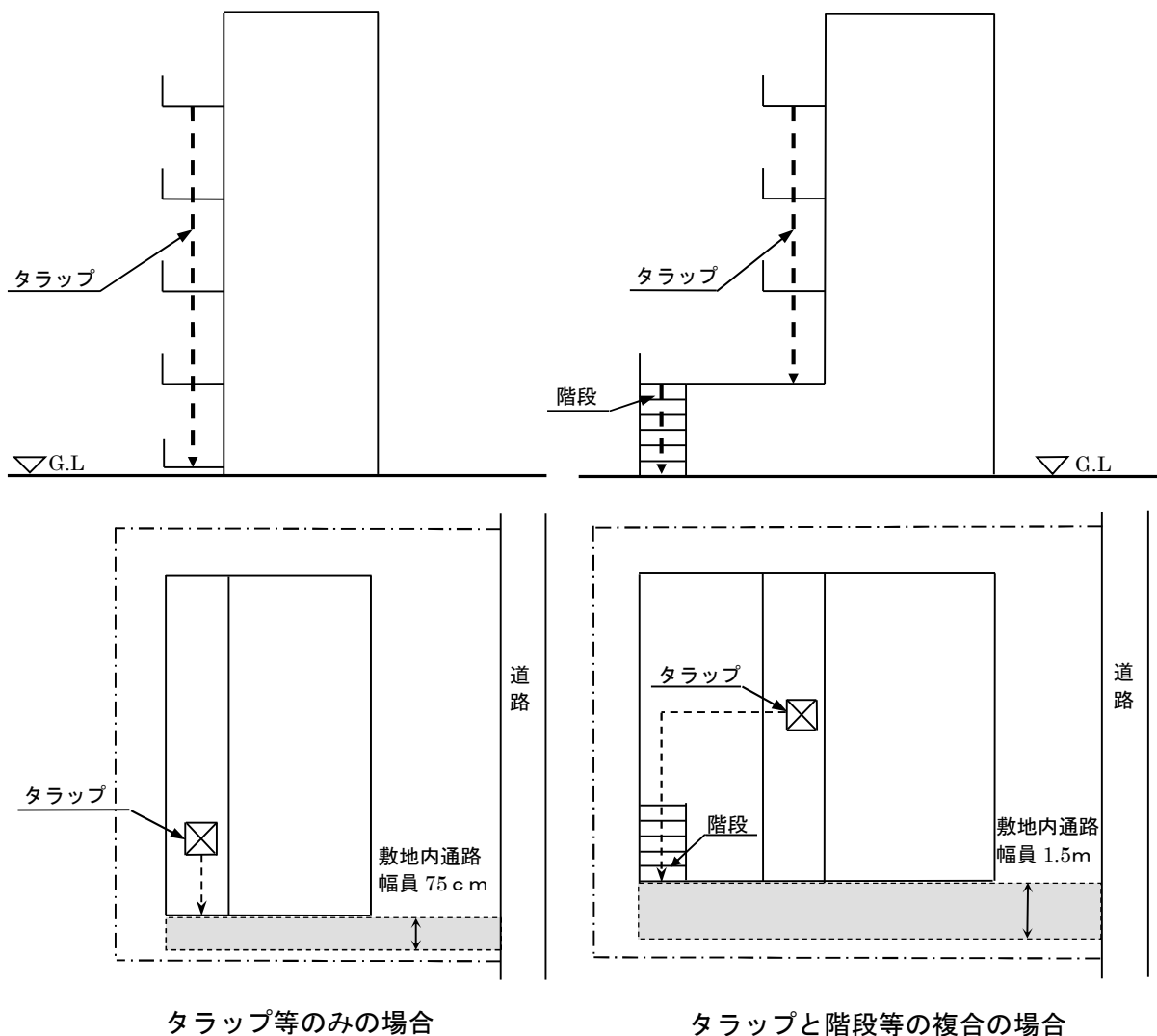
=要 旨=

避難上有効なバルコニー等の構造については『防避解説』P.47のとおり取り扱うが、(1)~②については望ましいものではなく下記のとおりとする。

=内 容=

『防避解説』P.47の(1)~②については次のとおりとする。

- ・ バルコニーはタラップその他の避難上有効な手段により避難階に避難できる設備を有すること。
- ・ 道路等（道又は公園、広場その他の空地）に安全に避難できる幅員1.5メートル以上の敷地内通路を有すること。ただし消防法施行令第7条第4項第1号の避難器具のみで避難する場合は、人だまりができないと考えられるので敷地内通路の幅員は75センチメートル以上とする。



=備 考=

関係条文	
関 連	防避解説

年 度	分 類	番 号
15	防避	007

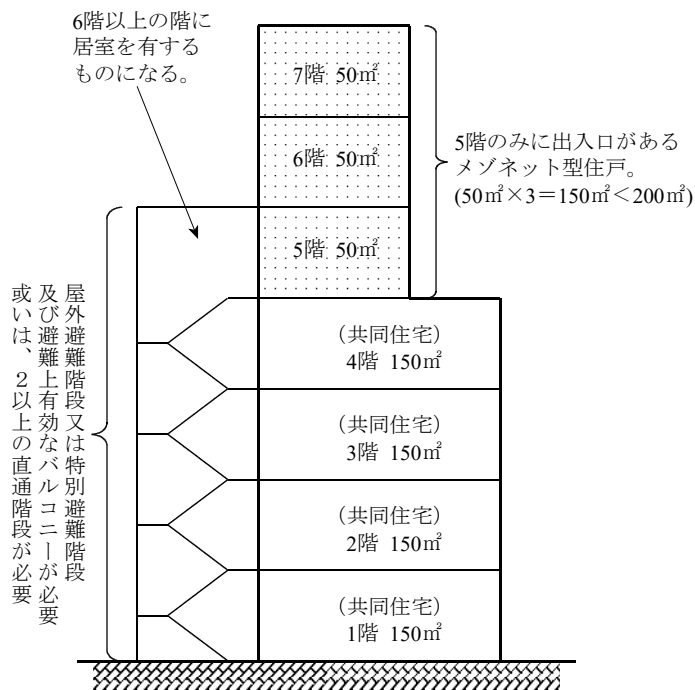
5階以上の階のメゾネット型住戸と2以上の直通階段の設置

=要 旨=

メゾネット型住戸を有する共同住宅の令第123条の2の適用は、令第121条第1項第5号にのみであり、同条第1項第6号には適用できない。

=内 容=

メゾネット型共同住宅の住戸が令第123条の2の規定に適合する場合においては、令第119条、令第121条第1項第5号、令第122条第1項及び令第123条第3項第11号の規定の適用については、当該出入口のある階にあるものとみなすが、令第121条第1項第6号の規定の適用については、当該出入口のある階にあるものとはみなさない。（『質疑応答集』P.2182）



令第123条の2の規定を  
令第121条第1項第6号に  
適用できない場合

=備 考=

『防避解説』の取り扱いにはよらない

関係条文	令第120条、令第121条、令第123条の2
関 連	防避解説、質疑応答集

年 度	分 類	番 号
15	防避	009

屋外避難階段から 2 メートルの距離の範囲について (1/3)

=要 旨=

令第 123 条第 2 項第 1 号の規定による屋外避難階段から 2 メートルの距離の範囲については、以下のとおりとする。

=内 容=

W1 : 必要階段幅及び踊場幅

W2 : 必要廊下幅



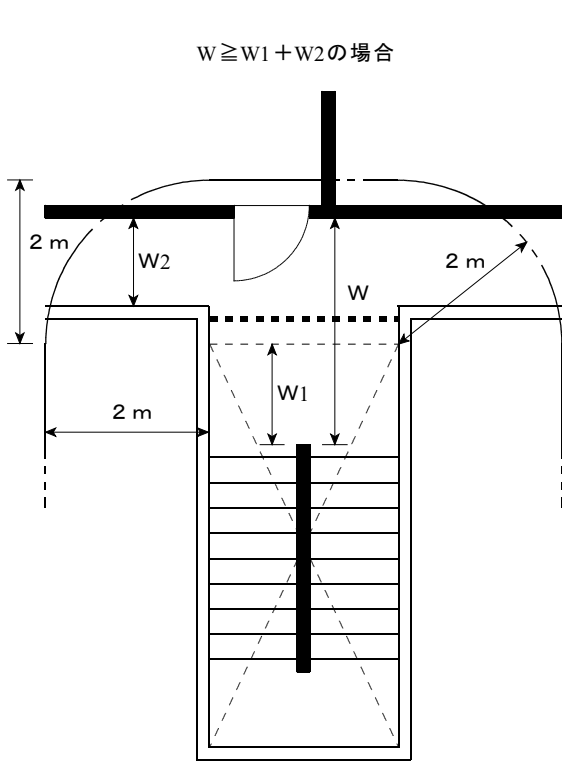
階段又は階段に相当する部分を示す



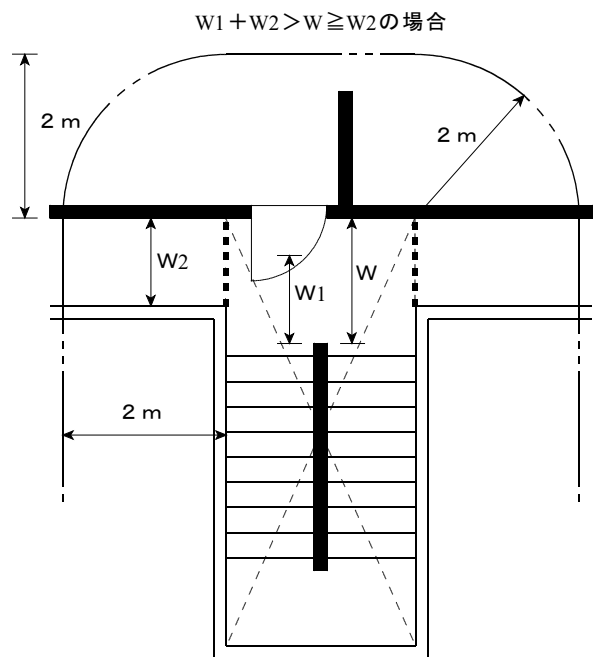
35cm以上突出した防煙壁を示す (S44 通達第 259 号による)



耐火構造の壁を示す



(イ)



(ロ)

=備 考=

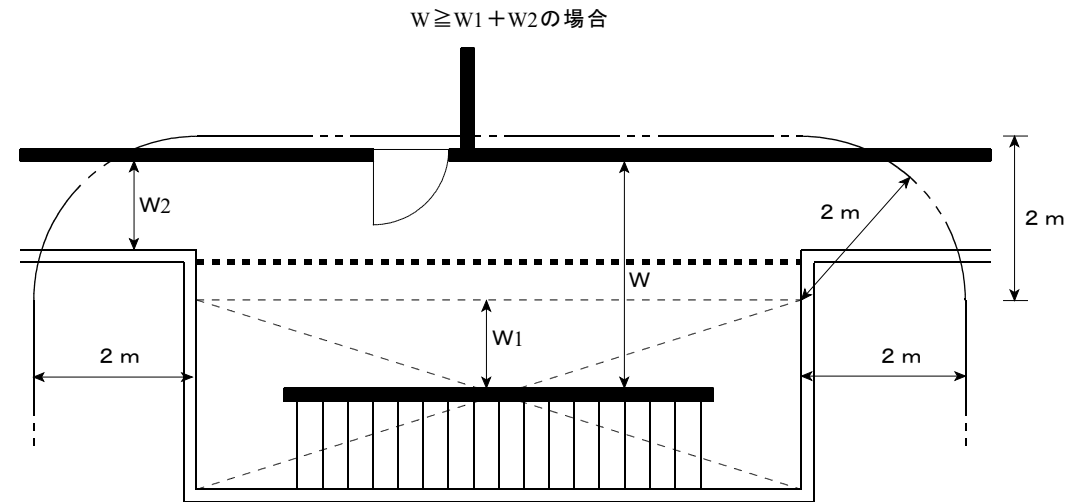
関係条文	令第 123 条
関 連	防避解説、昭 44 通達第 259 号

年 度	分 類	番 号
15	防 避	003

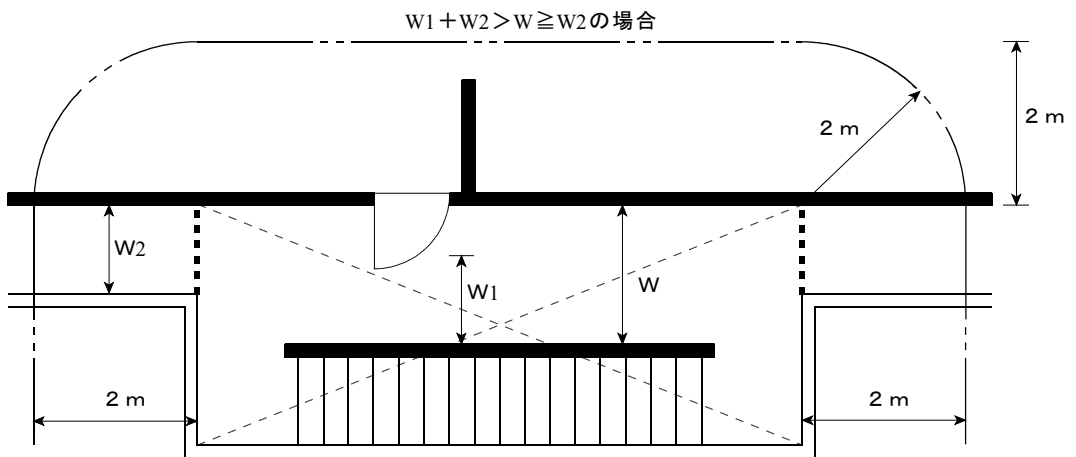
屋外避難階段から 2 メートルの距離の範囲について (2/3)

=要 旨=

=内 容=



(A)



(B)

=備 考=

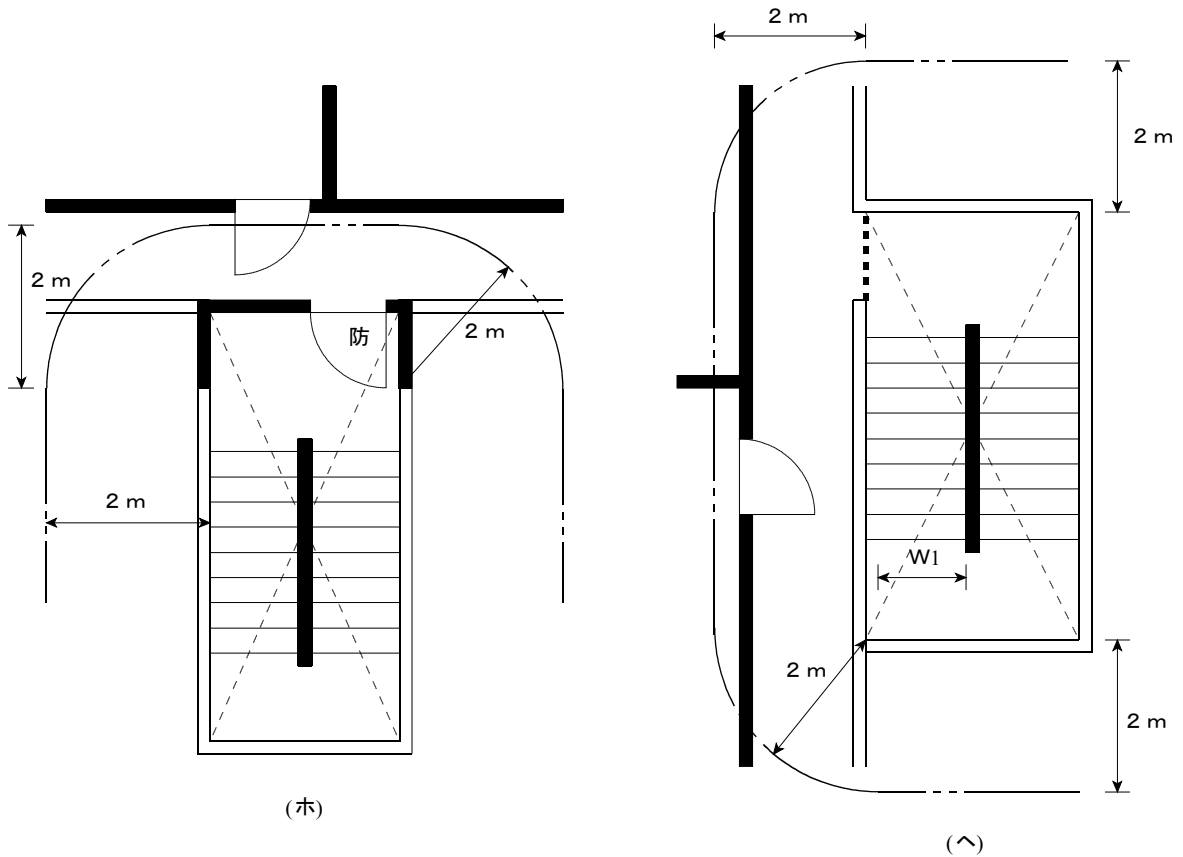
関係条文	令第 123 条
関 連	防避解説、昭 44 通達第 259 号

年 度	分 類	番 号
15	防 避	003

屋外避難階段から 2 メートルの距離の範囲について (3/3)

=要 旨=

=内 容=



=備 考=

関係条文	令第 123 条
関 連	防避解説、昭 44 通達第 259 号

年 度	分 類	番 号
15	防 避	003

屋外避難階段とエレベーターの出入口との関係

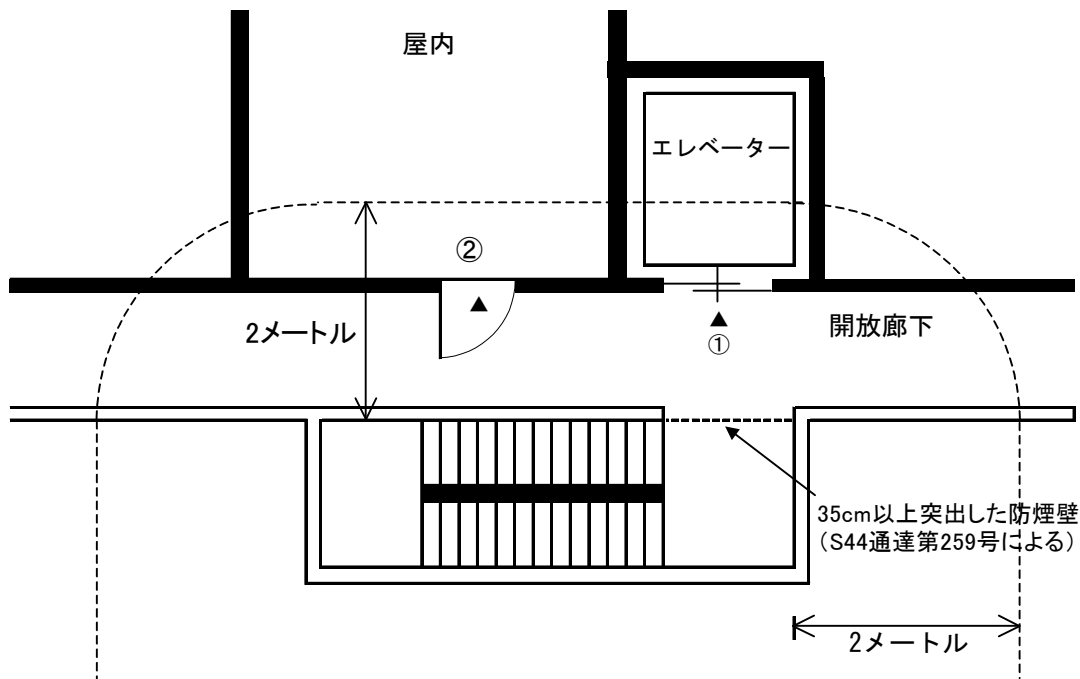
=要 旨=

エレベーターの出入口は、階段に通ずる出入口とは考えられないため、屋外避難階段から 2メートル未満の距離に、エレベーターの出入口を設置することはできない。

=内 容=

屋外避難階段の規定は、屋外階段を火災から保護するために、特にその周辺に防火区画等の防火措置を講ずるようには定められてはいない。したがって、避難階段が設置してある建築物自身の火災では、開口部の位置によって程度の差こそあれその階段に何らかの影響を及ぼすものと考えられる。この影響を可及的に低減させるため、階段と開口部との保有距離 2メートルが定められている。すなわち、当該避難階段を設置してある建築物の開口部は、原則として、その階段からあらゆる方向に対して 2メートル以上の保有距離を確保すべきである。

また、階段に通ずる出入口とは、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けられたものを行い、エレベーターの出入口は想定されていると考えられないため、2メートル未満の距離にあってはその部分に設置することはできない。



- ①開放廊下に面するエレベーターの昇降路の戸・・・不可
- ②開放廊下に面する居室出入口の戸（常時閉鎖式防火戸）・・・可

=備 考=

『防避解説』の取り扱いにはよらない

関係条文	令第 123 条
関 連	防避解説、昭 44 通達第 259 号

年 度	分 類	番 号
15	防避	008

令第 125 条第 3 項に規定する物品販売業を営む店舗（床面積が 1500 平方メートルを超えるもの）における屋外への出口の取り扱いについて

＝要 旨＝

物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口は、売場から直接外部へ出られる場所に設置すること。ただし、避難階で廊下・通路等を経由して屋外への出口を設置する場合は、その避難経路上の扉・通路についても屋外への出口の幅を確保すれば、この限りでない。

＝内 容＝

不特定多数の者が利用する店舗等においては、非常の際、各売場の人々を短時間に避難させる必要があるため、避難階においては多くの人々が滞留することなく屋外への避難がスムーズに行わなければならない。

よって、物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口は、売場から直接外部へ出られる場所に設置し、その幅の合計は、「床面積の最大の階」の床面積に応じた数値以上とすること。

また、避難階における屋外への出口に通ずる経路については、来客者が日常使用する場所に設けることとし、その避難経路上にある扉・通路についても屋外への出口の幅を確保すること。ただし、やむを得ず倉庫、事務所の部分を経由して避難を計画する場合は、避難時における通路を確保するため、通路と他の部分とが区分された形状とする必要がある。（『防避解説』P.64）

＝備 考＝

物品販売業を営む店舗の床面積の合計を算定する範囲は、単に売場や客用スペース（階段・通路等を含む）のみを対象にするのではなく、店舗に関連するバックヤード・倉庫・事務室・従業員施設・管理用スペース等の部分の床面積も対象とし、店舗の用途に供する部分として扱うものとする。ただし、駐車場部分は主たる用途ではないため床面積の対象から除外することができる。（『防避解説』P.46）

関係条文	令第 125 条
関 連	防避解説

年 度	分 類	番 号
14	防 避	012

## 廊下への平 12 建告第 1436 号第 4 号ニの適用について

## =要 旨=

排煙規制上、廊下は「室」と解して、平 12 建告第 1436 号第 4 号ニ（一）又は（二）を適用してもよい。

## =内 容=

従来、廊下は避難経路であることから、建築物のうち、「居室」、「室」のどちらにも該当しない部分（避難安全上、より重要な部分）として位置づけられ、昭 47 建告第 33 号（平 12 建告第 1436 号公布時に廃止）第 3 号（イ）又は（ロ）における排煙設備の設置免除規定は適用できないものとして取り扱われてきた。

しかし、平 12 建告第 1436 号公布後、法改正説明会等において国土交通省は、近年の建築研究所等における研究成果を踏まえ廊下は室として取り扱ってよい、との新たな見解を示してきている。

以上の経緯を受け、当県においては、排煙規制上廊下は室であり平 12 建告第 1436 号第 4 号ニ（一）又は（二）を適用することができるものとして取り扱う。

なお、廊下は室として取り扱えるが、安全次数の異なる廊下と居室を同一防煙区画とすることはできない（『防避解説』P. 76 参照）。

さらに、廊下と階段部分には防煙区画が生じる（『防避解説』P. 73 参照）。

また、平 12 建告第 1436 号第 4 号ニ（二）の規定は床面積 100 平方メートル以下の室に適用するものである。よって、100 平方メートル以上の廊下を 100 平方メートル以下ごとに防煙壁で区切ることによる本規定の緩和は受けられない。

## =備 考=

関係条文	令第 126 条の 2、平 12 建告第 1436 号
関 連	防避解説

年 度	分 類	番 号
14	防避	024



## 平 12 建告第 1436 号第 4 号二の概要と開口部の取り扱いについて

## =要 旨=

平 12 建告第 1436 号第 4 号二の取り扱いについては、以下のとおりとする。

## =内 容=

平 12 建告第 1436 号第 4 号二の規定については、室又は居室の仕上げ等を内装制限することによって、室内における火災拡大を抑えると共に他の部分へ煙を伝播させないことをもって、排煙設備の設置を緩和するものである。下の表に、この規定を整理する。

告示	平 12 建告第 1436 号第 4 号二			
	(1) 室	(2) 室	(3) 居室	(4) 居室
建築物の各部位	(1) 室	(2) 室	(3) 居室	(4) 居室
床面積	—	100 m <sup>2</sup> 以下	—	100 m <sup>2</sup> 以下
内装制限	準不燃の仕上げ	—	準不燃の仕上げ	下地・仕上げ共不燃
屋内に面する開口部	防火設備又は戸 *1	—	防火設備 *2	防煙垂れ壁 *3
区画	—	防煙間仕切壁 *4	100 m <sup>2</sup> 以内毎に 準耐火構造	防煙間仕切壁

\*1 ①居室、避難経路に面する開口部は、法第 2 条 9 号の 2 口に規定する防火設備で令第 112 条第 19 項第 1 号に規定する構造のもの。

上記、①以外の部分の開口部は、戸又は扉を設けること。

\*2 法第 2 条 9 号の 2 口に規定する防火設備で令第 112 条第 19 項第 1 号に規定する構造のもの。

\*3 告示では出入口の戸については規定していない。しかし、避難経路等に面する場合は、表面を不燃仕上げとした戸とし、かつ、常時閉鎖とすることが望ましい。

\*4 法令上は、床面積が 100 m<sup>2</sup>以下で令第 126 条の 2 第 1 項に掲げる防煙壁により区画されたものと規定されているが、防火避難上の理由から出入口部分を除く部分（壁）の取扱いは、防煙間仕切壁とすることが望ましい。

参考 1 自然排煙設備とは、令第 116 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する窓その他の開口部を有するものではなく、令第 126 条の 3 の規定による排煙設備を設置したものである。

参考 2 垂れ壁が告示対象居室側及び反対側の天井から 50 cm 以上ない場合は、設備指針「4-23 防煙区画に設ける出入口について」の取り扱いとする。

参考 3 同告示第 4 号二(4)の「その下地」については、仕上げの下地材として使うボード類のみではなく、壁ではそのボード類をとりつける間柱や胴縁まで、天井ではつり木や野縁までを含めた部分を下地とする。

注) 平 12 建告第 1436 号第 4 号二の適用された室等の隣室が、排煙設備を設けている場合の取り扱いについては、設備指針「4-28 自然排煙と機械排煙相互間の防煙区画について」を参照のこと。

## =備 考=

関係条文	令第 126 条の 2
関 連	法規実務、設備指針

年 度	分 類	番 号
令 2	防 避	001

開放廊下・開放階段における非常用の照明装置の取り扱いについて

=要 旨=

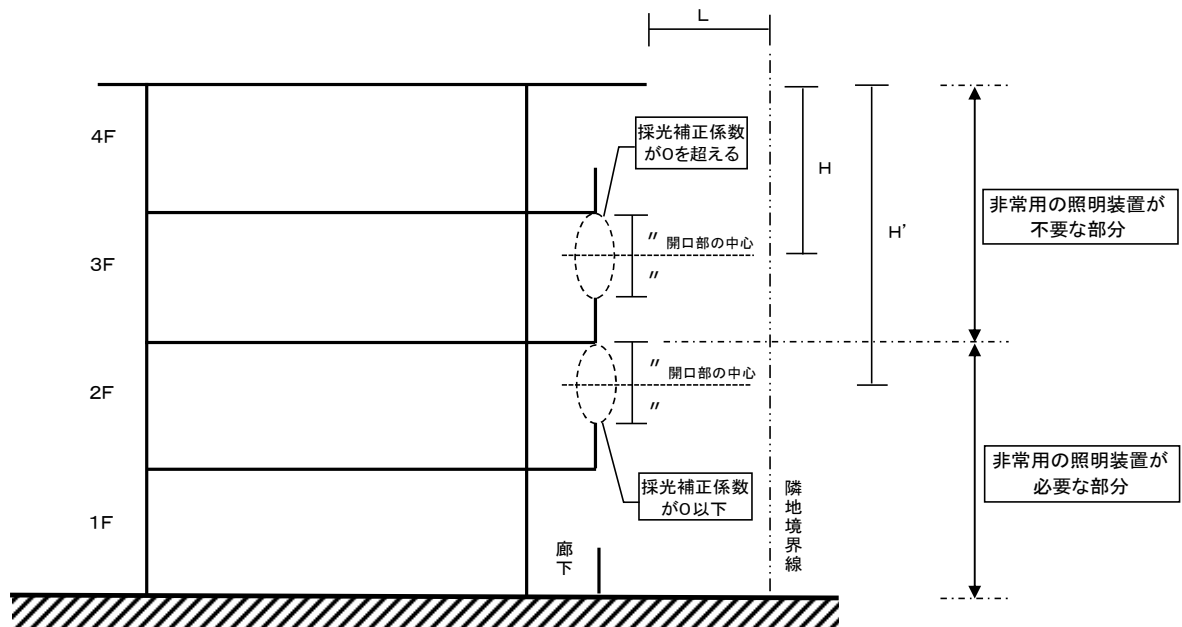
令第 126 条の 4 の規定により、採光上有効に直接外気に開放された開放廊下・開放階段には、非常用の照明装置の設置は不要である。

=内 容=

「採光上有効に直接外気に開放された通路」とは、当該通路部分が床面積に算入されず、当該通路部分に設けられた開口部の採光補正係数（令第 20 条第 1 項により算定）が 0 を超える場合とする。

よって、上記の要件を満足する開放廊下・開放階段には、非常用の照明装置の設置は不要である。

平 12 建告第 1411 号第 2 号口「採光上有効に直接外気に開放された部分」の適用についても上記と同様とする。



=備 考=

関係条文	令第 126 条の 4、平 12 建告第 1411 号
関 連	防避解説、平 14 第 3 回五特全体会議

年 度	分 類	番 号
令 2	防避	002

地下駐車場、大規模な倉庫における非常用の照明装置の設置

=要 旨=

非常用の照明装置の設置については、『防避解説』P.89 のとおり取り扱うが、倉庫で荷捌き等の作業が継続的に行われる場合は、居室として使用されていると解されるため、非常用の照明装置の設置が必要である。

=内 容=

倉庫の利用形態において、荷物等の搬入、搬出および荷捌き等の作業を、特定の者が行う場合又は不特定の者が入れ替わり立ち替わり継続的に行う場合は、当該倉庫は、居室として利用されているものと解されるため、令第 126 条の 4 の非常用の照明装置の設置が必要である。

=備 考=

関係条文	令第 126 条の 4
関 連	防避解説

年 度	分 類	番 号
15	防避	010

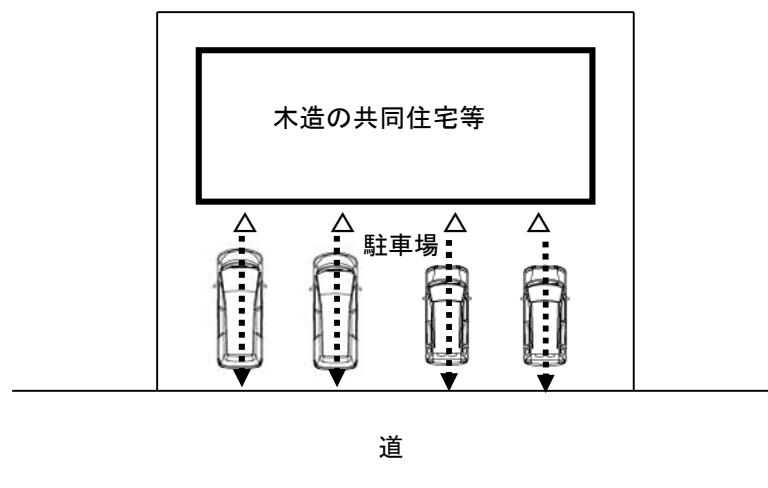
県条例第 16 条の「道に面する」の取り扱いについて

=要 旨=

「道に面する」とは、建物の出入口から直線的に道に通じているもので、避難及び通行の安全上支障のない場合をいう。

=内 容=

駐車場（建築物の有無にかかわらず）がある場合等は原則として「道に面する」とは取り扱わない。



=備 考=

駐車区画と避難経路を明示した場合など現に通行可能で避難上支障がないときを除く。

関係条文	県条例第 16 条
関 連	

年 度	分 類	番 号
25	防 避	002

県条例第16条の「階数が二以下」及び「延べ面積が三百平方メートル以下」の取り扱いについて

＝要 旨＝

「階数が二以下」及び「延べ面積が三百平方メートル以下」の適用範囲は棟単位にて判断を行うものとする。

＝内 容＝

(例1)

3F 事務所 140㎡
2F 共同住宅 140㎡
1F 共同住宅 140㎡

必要となる通路の幅員  
4.0m以上

(例2)

3F 事務所 80㎡
2F 共同住宅 80㎡
1F 共同住宅 80㎡

必要となる通路の幅員  
4.0m以上

(例3)

2F 事務所 160㎡
1F 共同住宅 160㎡

必要となる通路の幅員  
4.0m以上

(例4)

2F 事務所 170㎡
1F 共同住宅 140㎡

必要となる通路の幅員  
4.0m以上

(例5)

2F 事務所 140㎡
1F 共同住宅 140㎡

必要となる通路の幅員  
1.5m以上

例1)

1・2F 共同住宅（それぞれ140㎡）、3F 事務所（140㎡）の建物（延べ面積420㎡）がある場合、県条例16条の「階数が二以下」及び「延べ面積が三百平方メートル以下」の取り扱いについて、共同住宅等の用途を含む棟の階数は3階・延べ面積は420㎡と判断されるため、必要となる通路の幅員は4.0m。

（階数が二以下ではなく、延べ面積も300㎡以下ではない為）

例2)

1・2F 共同住宅（それぞれ80㎡）、3F 事務所（80㎡）の建物（延べ面積240㎡）がある場合、県条例16条の「階数が二以下」及び「延べ面積が三百平方メートル以下」の取り扱いについて、共同住宅等の用途を含む棟の階数は3階・延べ面積は240㎡と判断されるため、必要となる通路の幅員は4.0m。

（階数が二以下ではない為）

例3)

1F 共同住宅（160㎡）、2F 事務所（160㎡）の建物（延べ面積320㎡）がある場合、県条例16条の「階数が二以下」及び「延べ面積が三百平方メートル以下」の取り扱いについて、共同住宅等の用途を含む棟の階数は2階・延べ面積は320㎡と判断されるため必要となる通路の幅員は4.0m。

（延べ面積が300㎡以下ではない為）

例4)

1F 共同住宅（140㎡）、2F 事務所（170㎡）の建物（延べ面積310㎡）がある場合、県条例16条の「階数が二以下」及び「延べ面積が三百平方メートル以下」の取り扱いについて、共同住宅等の用途を含む棟の階数は2階・延べ面積は310㎡と判断されるため必要となる通路の幅員は4.0m。

（延べ面積が300㎡以下ではない為）

例5)

1F 共同住宅（140㎡）、2F 事務所（140㎡）の建物（延べ面積280㎡）がある場合、県条例16条の「階数が二以下」及び「延べ面積が三百平方メートル以下」の取り扱いについて、共同住宅等の用途を含む棟の階数は2階・延べ面積は280㎡と判断されるため必要となる通路の幅員は1.5m。

（階数が二以下かつ延べ面積が300㎡以下に該当）

＝備 考＝

関係条文	県条例第16条
関 連	

年 度	分 類	番 号
R05	防 避	001

## 敷地内の通路の取り扱いについて

## =要 旨=

令第 128 条の規定による、敷地内の通路は、屋外に設ける避難階段及び建築物の避難階における出口から、避難上有効な空地まで、屋外の通路であることが原則である。

ただし、狭小敷地等で敷地内の通路を設けることが困難な場合で、避難上支障がないものについては、屋内を通り抜ける通路を敷地内の通路として取り扱うこととする。

## =内 容=

敷地内の通路は、令第 123 条第 2 項の屋外に設ける避難階段及び令第 125 条第 1 項の出口から道又は公園、広場等の避難上有効な空地までスムーズに避難を行わせるための通路であるため、屋外の通路であることが原則である。

しかしながら、狭小敷地等で敷地内の通路を設けることが困難な場合があるため、避難上支障がない場合は、屋内を通り抜ける通路を敷地内の通路として取り扱うこととするが、具体的には以下の基準のとおりとする。

- 1 通路の有効幅員を 1.5 メートル以上確保すること。(階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の建築物の敷地内にあっては、90 センチメートル以上)
- 2 通路部分は、屋内部分と耐火構造の壁・床及び令第 112 条第 19 項第 1 号の要件を満たす特定防火設備で区画し、通路の壁及び天井の下地、仕上げを不燃材料とすること。
- 3 通路部分は、令第 126 条の 3 の規定による排煙設備を設けること。
- 4 通路部分は、令第 126 条の 5 の規定による非常用の照明装置を設けること。
  - ※ 「通路部分」とは、避難の用のみに供する部分（ピロティ、エントランスホール等）をいい、ピロティ車庫、車路を除く。
  - ※ 「屋内部分」とは、屋内的用途に供する部分（受付、管理人室、集会所等）をいい、ピロティ車庫、車路等を含む。

ただし、上記基準を満たしていても、令第 117 条第 2 項の規定により別の建築物とみなした場合、他の建築物を通り抜けての敷地内の通路は認められない。

## =備 考=

令第 123 条第 2 項の規定による屋外に設ける避難階段は、地上まで直通し直接屋外へ出られることが前提であるが、上記の基準を満たしているからといって、階段から屋外への出口を設けなくてよいものではない。(令第 123 条第 2 項の規定までを緩和しているものではない。)

関係条文	令第 128 条、令第 117 条
関 連	防避解説

年 度	分 類	番 号
令 2	防 避	003

防火避難規定における「道」及び「公園、広場その他の空地」の取り扱いについて

＝要 旨＝

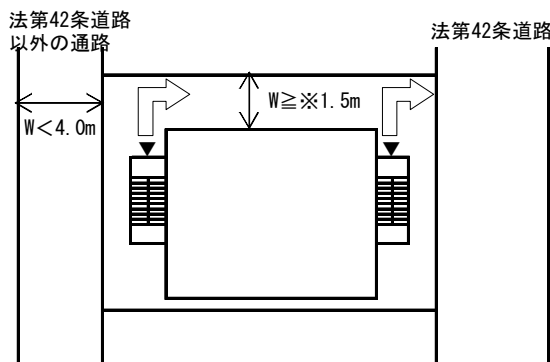
防火避難規定における「道」及び「公園、広場その他の空地」の取扱いは、以下のとおりとする。

＝内 容＝

防火避難規定における「道」及び「公園、広場その他の空地」には、避難経路を確保し、迅速かつ円滑に避難させるため、また消火活動を円滑に行うため、次の①②の条件を満たす必要がある。

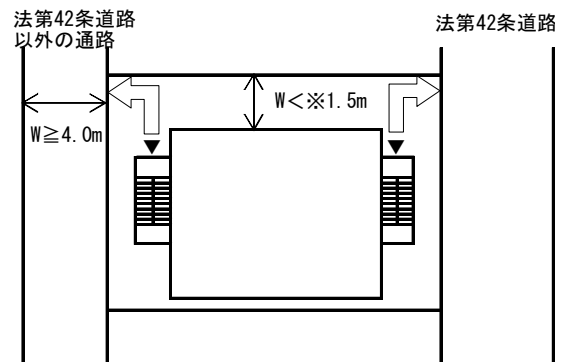
- ①障害物がなく、円滑な消火・救出活動及び避難人員を勧誘した広さ、幅員（4.0メートル以上）を確保できること。
- ②公共用地等※であり、存続性が担保されていること。  
 ※公共用地等には、16 総則 006 に規定する公園・広場、市町村道、認定外道路（市町村有地）、農道、里道、港湾道路、河川管理道路等の通路で一般の交通のように供されているもの及びその他の公有地である空地等が考えられる。

ケース 1



法第42条道路に接続する敷地内通路を確保すること

ケース 2



法第42条道路及び法第42条道路以外の通路に接続する敷地内通路を確保することも可

凡例

- ▼：令第123条第2項の屋外に設ける避難階段及び令第125条第1項の出口
- \* 14防避001を参照すること。
- ※階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内にあつては、90センチメートル以上

<図：都市計画区域内における令第128条の敷地内通路の取扱い>

＝備 考＝

なお、法第42条に規定する道路は、条件①②を満足しており、また、法第43条第2項第1号認定若しくは同項第2号許可を受けた敷地の計画については、条件①②を満たす当該接続先を有しているものとして取り扱う。

都市計画区域外においては、幅員1.8メートル以上で、かつ当該通路の中心線から水平距離2メートルのセットバック（がけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の通路の側の境界線及びその境界線から通路の側に水平距離4メートル）を行った場合については、条件①を満たすものとして取り扱う。

関係条文	令第126条の6、令第126条の7、令第128条、令第128条の2、令第128条の3
関 連	

年 度	分 類	番 号
令 2	防 避	004

令第 128 条における共同住宅の出口の解釈について

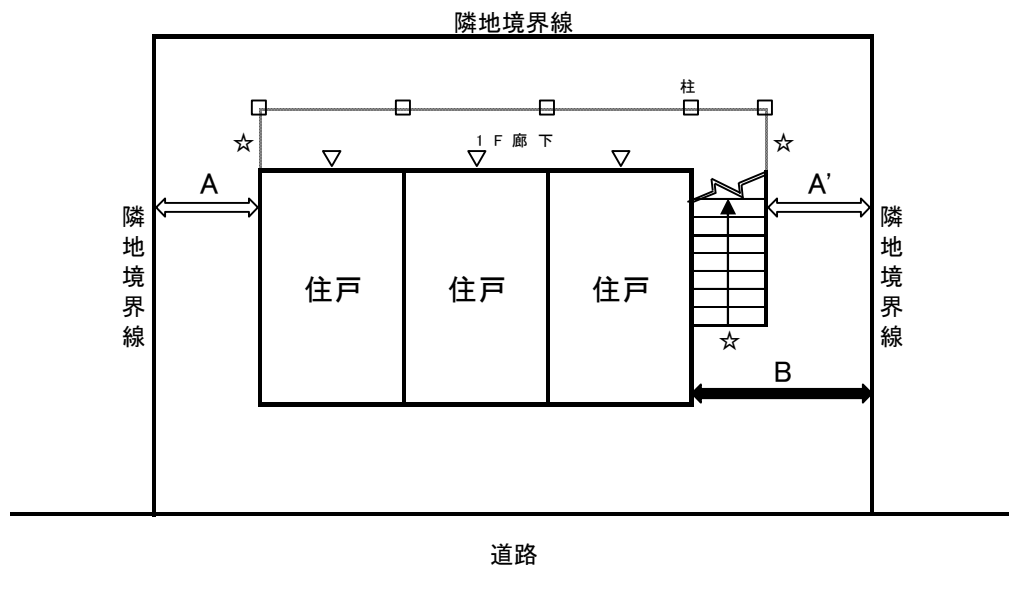
＝要 旨＝

共同住宅の 1 階住戸の出入口前通路は廊下として取り扱い、主要な出口はその廊下の出入口部とする。

＝内 容＝

共同住宅の場合、1 階住戸の出入口前は基準法上の廊下に該当するため、避難階における屋外の主要な出口は、図中☆の部分となる。従って、A 又は A' の部分で幅員 1.5 メートル以上(※)の通路が確保されればよい。ただし、A の部分を敷地内通路とした場合、B の部分でも幅員 1.5 メートル以上(※)の通路が必要である。

※ 階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の建築物の敷地内にあつては、90 センチメートル以上



＝備 考＝

上記の取り扱いは、令第 128 条に限らず県条例第 16 条に規定する出口の解釈も同様とする。(※) の内容については、県条例で規定していないため適用できない。

なお、県条例第 16 条に規定する出口は、避難階においては住戸の掃き出し窓等でもよい。(県条例の解説)

関係条文	令第 128 条
関 連	県条例第 16 条

年 度	分 類	番 号
令 2	防 避	005



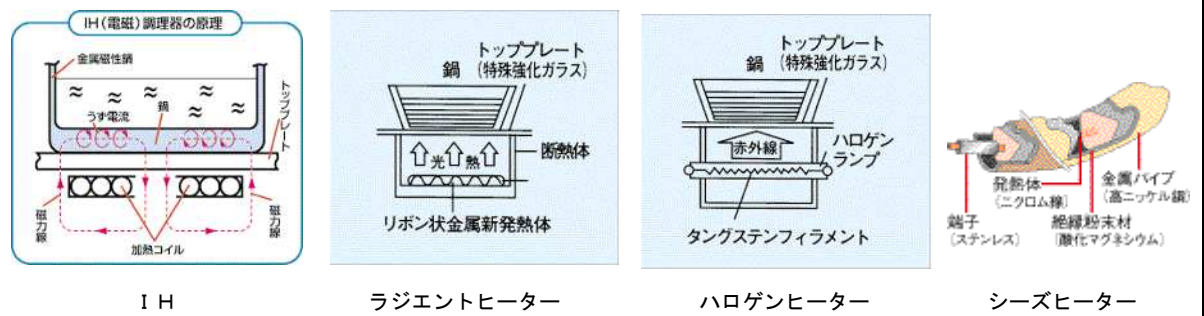
電磁誘導加熱式調理器（IHクッキングヒーター）の取り扱いについて

＝要 旨＝  
電磁誘導加熱式調理器（以下「IHクッキングヒーター」という。）は、法第28条第3項、法第35条の2に規定する「かまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたもの」には該当しない。

＝内 容＝  
IHクッキングヒーターは、トッププレートに耐衝撃性の高いセラミック（結晶化ガラス）を用いることで、従来のガステーブルや電気コンロ（ニクロムヒーターのように発熱体が露出したもの）のような炎や赤熱部が露出していないため、法第 28 条第 3 項、法第 35 条の 2 に規定する「かまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたもの」には該当しないものと考えられる。  
よって、「換気設備を設けるべき調理室等」に設ける換気設備及び「内装の制限を受ける調理室等」の内装の規定は適用されない。  
また、令第 115 条の 2 第 6 号、令元国告第 194 号第 4 についても同様の取り扱いとする。

【参 考】  
IHクッキングヒーターとは、IH（インダクションヒーター）・RH（ラジエントヒーター）、ハロゲンヒーター、シーズヒーター等を組み合わせた電化厨房調理器である。

- ◆ IH . . . 電磁誘導加熱のことで、磁力発生用コイルに約 20～30 キロヘルツの高周波電流を流したときに発生する磁力線が、鍋底の金属内を通ると、鍋底に渦電流が生じ、これと鍋の金属材料のもつ抵抗分とが作用して熱を発生させ、鍋底自体が発熱する構造のもの
- ◆ RH . . . リボン状の発熱体が発熱し、熱伝導により加熱するもの
- ◆ ハロゲンヒーター . . . ハロゲンランプ（ガラス管の内部にハロゲン物質を封入し、発熱効率を上げたランプ）が発する赤外線（輻射熱）により加熱させる構造のもの
- ◆ シーズヒーター . . . 金属パイプのなかにコイル状の発熱線（SUS系、インコネル等）を入れ、高純度の酸化マグネシウムを充填し、金属パイプを圧縮加工して酸化マグネシウムと一体化させたもので、この発熱体を発熱させる構造のもの



＝備 考＝  
消防法及び火災予防条例等により調理器と周囲との離隔距離等について規制がある場合があるので注意を要する。

関係条文	法第 28 条、法第 35 条の 2	年度	分類	番号
関 連	令第 115 条の 2、令元国告第 194 号第 4	15	防避	012

防火、準防火地域内の開放的な自動車車庫の開口部制限について

=要 旨=

防火、準防火地域内にある開放的な自動車車庫は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には防火設備を設けなければならない。ただし、法第84条の2に規定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分に該当する自動車車庫については、この限りでない。

=内 容=

法第61条の規定により、防火、準防火地域内にある開放的な自動車車庫は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には防火設備を設けなければならない（誘導車路その他もっぱら通行の用に供し通常車を駐留させない部分についてはこの限りでない。）が、法第84条の2の規定により令第136条の9第1号イに該当する自動車車庫の場合、法第61条が適用除外となるため外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には防火設備を設けることを要しない。（令第136条の10第3号の規定を満たせばよい。）

また、前述の自動車車庫（高い開放性を有する建築物）のうち、床面積が30平方メートル以下のものにあつては、令第136条の9第1号ハに該当する建築物\*として取り扱うものとする。

※「建築物の屋根をポリカーボネート板等でふく場合」の取り扱い（平14行政会議）で、床面積が30平方メートル以下の十分に外気に開放された自動車車庫は「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途」に該当する。

=備 考=

関係条文	法第 61 条、法第 84 条の 2、令第 136 条の 9
関 連	昭 48 通達第 110 号、平 14 行政会議

年 度	分 類	番 号
14	防 避	003

防火・準防火地域内の延焼のおそれがある部分に、基礎パッキン工法の床下換気孔を設ける場合の開口部の扱いについて

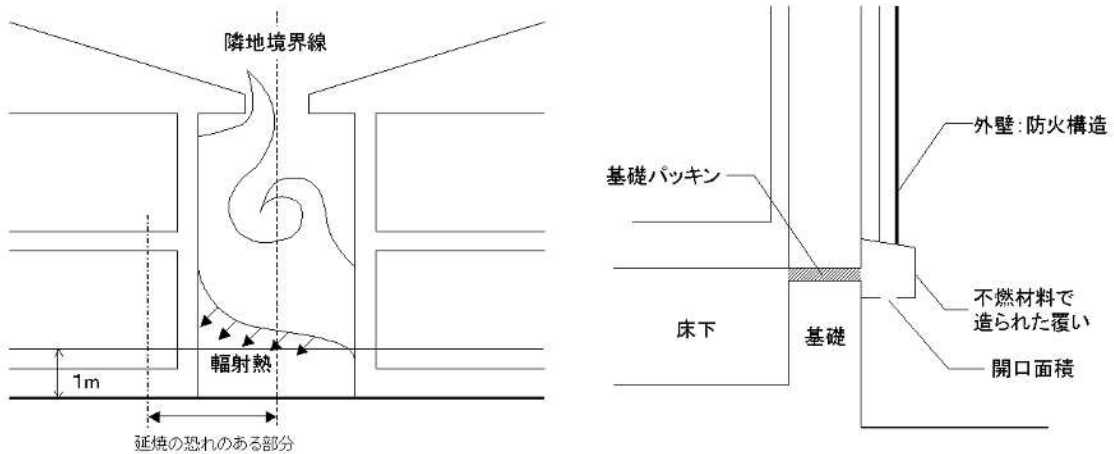
＝要 旨＝

地面からの高さが 1メートル以下の床下換気孔の外側に設ける不燃材料で造られた覆い（開口部の面積 100平方センチメートル／メートル以下）は、特定防火設備（平 12 建告第 1369 号第 1 第 6 号）に規定する地面からの高さが 1メートル以下の換気孔に設ける網目 2 ミリメートル以下の金網と同等の防火性能を有するものとみなす。

＝内 容＝

法第 61 条の規定により、防火・準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には防火設備を設けなければならない。

延焼の恐れのある部分の開口部制限については、火炎を有効に遮る性能が必要であるが、地面から 1メートル以下の範囲については、火炎の伝搬防止というより動性上、輻射熱に対する被熱対策が必要とされている。なお、火炎が直接床下換気孔を舐める状況は極めて少ないと考えられるため、床下換気孔の外側に設ける不燃材料で造られた覆いは防火措置として有効と判断される。



＝備 考＝

耐火建築物、準耐火建築物等の開口部で、延焼のおそれのある部分に設ける防火設備についても同様の取り扱いとする。

関係条文	法第 61 条、平 12 建告第 1369 号
関 連	

年 度	分 類	番 号
15	防 避	001

建築物の屋根をポリカーボネート板等でふく場合

=要 旨=

住宅に設ける十分に外気に開放された局所的なテラス、バルコニー（床面積に算入されないもの）は、平 28 国交告第 693 号第 1 の「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途」（『防避解説』P.160）に該当するものとする。

=内 容=

住宅に設ける十分に外気に開放された局所的なテラス、バルコニー（床面積に算入されないもの）は、専ら屋内的用途に供されるおそれはなく、火災荷重も低いと考えられるため、『防避解説』P.160 の「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途」に該当するものとし、その上屋をポリカーボネート板等でふく場合についても支障ないものとして取り扱う。

=備 考=

ただし、法第 27 条、法第 61 条又は法第 62 条の規定に適合させなければならない住宅については適用しない。

関係条文	法第 22 条、令第 109 条の 6、法第 63 条、令第 136 条の 2 の 2、平 28 国交告第 693 号	年 度	分 類	番 号
関 連	防避解説、平 16 第 1 回五特全体会議	16	防避	003

法第 22 条区域内におけるバルコニー床の取り扱いについて

＝要 旨＝

法第 22 条区域において、バルコニー床の仕上げに F R P 露出防水等の可燃材を使用する場合は、法第 68 条の 25 第 1 項の規定に基づき、法第 22 条並びに令第 109 条の 8 第 1 号及び第 2 号の規定に適合するもの、又は法第 62 条並びに令第 136 条の 2 の 2 第 1 号及び第 2 号の規定に適合するもので、国土交通大臣の認定を受けたもの、もしくは告示（平 12 建告 1365 第 1 第三号）における塗膜防水工法として取り扱うことができるもの（F R P 防水に関する規格 M101、M102 に適合しているもの）でなければ使用することはできない。

＝内 容＝

従来、法の性能規定化に伴い、屋根の防火性能が明確化されたことにより、法第 22 条区域、防火地域及び準防火地域内で F R P 露出防水等は、国土交通大臣が定めた構造方法に明示がないため、国土交通大臣の認定を受けたものでなければ使用できないとされていた。

しかし、平成 20 年 2 月に日本建築学会において建築工事標準仕様書・防水工事（J A S S 8）が改訂され、この中で F R P 系塗膜防水工法（以下「FRP 防水」という）に関する規格（M101 及び M102）が示された。当該規格に適合しているものにあつては、防火上支障がないものと認められるため、今後、当該規格に適合している F R P 防水にあつては告示（平 12 建告 1365 第 1 第三号）における塗膜防水工法として取り扱われることとなった。（技術的基準 国住指第 3807 号 平成 27 年 1 月 21 日 より）

＝備 考＝

F R P 防水等を使用する場合で、国土交通大臣の認定を受けていないもの、または告示（平 12 建告 1365 号 第 1 第三号）における塗膜防水工法として取り扱われるもの以外は、露出ではなく保護モルタル等の不燃材料で覆う必要がある。

関係条文	法第 22 条、令第 109 条の 8、法第 62 条、令第 136 条の 2 の 2
関 連	国住指第 3807 号（平成 27 年 1 月 21 日）

年 度	分 類	番 号
27	防 避	001

## 『防避解説』の取り扱いについて (1/4)

## =要 旨=

下記のとおり取り扱うものとするが、内容の中で「望ましい」、「好ましい」と表記されたものについては指導事項とする。

## =内 容=

ページ数	タイトル	そのまま運用	別途運用	備考
1	サウナ室及び住宅の台所に関する防火避難規定の上の非居室扱い	○		
2	建築物相互間の取扱い	○		
3	附属建築物の取扱い	○		
4	線路敷及び公共水路・緑道等の取扱い	○		
5	地階における延焼のおそれのある部分の取扱い	○		15 防避 005 (補足説明)
6	最上階から数える階数のとり方 (耐火性能)	○		
7	吹抜き等があり、部分的に階数が異なる場合 (耐火性能)	○		
8	耐火建築物の屋根に設けるトップライトの取扱い	○		
9	耐火建築物の屋上に設ける修景のための置き屋根の構造	○		
10	耐火パネルを支持する下地の構造 (外壁)	○		
11	斜材 (筋かい) 等の耐火被覆の取扱い	○		
12	1 階の車寄せなどに設ける大規模なひさしの耐火被覆	○		
13	高層部と低層部があり、部分的に階数が異なる場合 (耐火性能)	○		
14	耐火構造の外壁に木材、外断熱材等を施す場合の取扱い		○	14 防避 022 (補足説明)
15	耐火構造の屋根の例示仕様について	○		
16	耐火性能に関する技術基準について	○		
17	メゾネット型共同住宅内の階段の構造	○		
18	耐火建築物の主要構造部等	○		
19	準耐火構造の性能基準について	○		
20	屋内側防火被覆の取扱い	○		
21	耐火性能検証法	○		
22	防火設備とみなすそで壁・塀等		○	14 防避 026
23	耐火構造の外壁を支持する部材の構造 (口準耐 1)	○		
24	外壁及び床を不燃材料又は準不燃材料とする範囲 (口準耐 2)	○		
25	屋根を不燃材料で造り又はふく構造 (口準耐 2)	○		
26	3階建の建築物の3階部分に小規模な売店を有する場合	○		
27	法第 27 条の対象となる3階建の共同住宅の取扱い	○		
28	法第 27 条の対象となる3階建の診療所の取扱い	○		
29	非常用のエレベーターの設置免除	○		
30	設置免除に係る床面積の合計及び階数の取扱い	○		
31	設置免除に係る法第 2 条第 9 号の二号ロに規定する防火設備の取扱い	○		
32	非常用のエレベーターの停止階の取扱い	○		
33	乗降ロビーと屋内との連絡の免除	○		
34	乗降ロビーと出入口に設ける戸の開閉方向	○		
35	乗降ロビーと特別避難階段の付室を兼用した場合の必要床面積	○		
37	法第 35 条の適用を受ける無窓の居室の範囲	○		
38	令第 116 条の 2 第 1 項第二号の開口部としての出入口の戸の取扱い	○		
39	令第 117 条第 2 項の区画を建築設備等が貫通する場合		○	15 防避 006
40	ツインビル等の避難規定上の取扱い	○		
41	学校のクラブハウスの廊下の幅	○		
42	直通階段の要件	○		
43	特別避難階段までの歩行距離	○		

## =備 考=

関係条文	年度	分類	番号
関 連 防避解説	29	防避	001

## 『防避解説』の取り扱いについて (2/4)

=要 旨=

ページ 数	タイトル	そのまま運用	別途運用	備考
44	歩行距離の緩和における内装不燃化の範囲	○		
45	メゾネット型共同住宅内の住戸の直通階段までの歩行距離	○		
46	大規模店舗（床面積の合計が 1500㎡を超えるもの）の取扱い	○		
47	避難上有効なバルコニー等の構造		○	15 防避 007
48	ホテル・旅館等の宿泊室及び寄宿舎の寢室の範囲	○		
49	令第121条第1項第六号イのかっこ書きにおける用途の取扱い	○		
50	令第121条第3項に規定する通常の歩行経路	○		
51	階段の踊場を経由する場合の2方向避難の取扱い	○		
52	避難階段及び特別避難階段の設置免除	○		
53	地上階と地階の双方に通ずる特別避難階段の取扱い	○		
54	屋上広場の設置	○		
55	屋内避難階段等の階段室内に設ける昇降機の出入口	○		
56	屋外避難階段とエレベーターの出入口の関係		○	15 防避 008
57	屋外避難階段の直上・直下にある開口部の取扱い	○		
58	屋外避難階段から2m未満の距離に設けるはめごろし戸の取扱い	○		
59	特別避難階段のバルコニー又は付室の床面積	○		
60	メゾネット型共同住宅の住戸の出入口	○		
61	5階以上の階のメゾネット型住戸と2以上の直通階段の設置		○	15 防避 009
62	避難階段等の幅及び避難階段等に通ずる出入口の幅の合計の取扱い	○		
63	2つの避難階段の踊場が重複する場合の取扱い	○		
64	大規模店舗で避難階段が複数ある場合の屋外への出口の幅	○		
65	屋外への出口等に設ける電気錠の取扱い	○		
66	階段の踊場等における手すりの設置	○		
67	屋上広場の面積の取扱い	○		
68	令第126条の2第1項本文の解釈	○		
69	令第126条の2第1項ただし書第二号（学校等）	○		
70	令第126条の2第1項ただし書第三号（階段等）	○		
71	令第126条の2第1項ただし書第四号（機械製作工場等）	○		
72	その他（風除室、刑務所等）	○		
73	令第126条の2第1項ただし書第三号（階段等）の部分との区画	○		
74	吹抜きのある場合の取扱い	○		
75	個々に間仕切りされた室を同一防煙区画とみなす場合の取扱い	○		
76	防煙区画間の仕様	○		
77	防煙たれ壁に使用するガラスの取扱い	○		
78	可動防煙たれ壁の取扱い	○		
79	排煙上有効な開口部（自然排煙口）の取扱い	○		
80	手動開放装置の取扱い	○		
81	平12建告第1436号の第三号の天井の高さのとり方	○		
82	平12建告第1436号の第四号イの適用の範囲（住宅等）	○		
83	平12建告第1436号の第四号ロの適用の範囲（車庫等）	○		
84	平12建告第1436号の第四号ハ及びニの適用の範囲	○		
85	公衆浴場等の浴室・脱衣所の取扱い	○		
86	居室の一部が避難経路を兼ねる場合の取扱い	○		
87	学校等における非常用の照明装置の設置	○		
88	ホテル等の宿泊室に設ける非常用の照明装置の取扱い	○		
89	地下駐車場、大規模な倉庫における非常用の照明装置の設置		○	15 防避 010
90	開放廊下・開放階段の取扱い		○	14 防避 010
91	物品販売店舗の店内通路の取扱い	○		

=備 考=

関係条文	
関 連	防避解説

年 度	分 類	番 号
29	防避	001

## 『防避解説』の取り扱いについて (3/4)

=要 旨=

ページ数	タイトル	そのまま運用	別途運用	備考
92	小規模な店舗兼用住宅の取扱い	○		
93	歩行距離が30mを超える大部屋の取扱い	○		
94	歩行距離が30mを超える工場の取扱い	○		
95	非常用の進入口又は代替進入口を設置すべき外壁面	○		
96	共同住宅に設ける代替進入口の特例	○		
97	屋窓・ドーマー等の開口部に係る代替進入口	○		
98	非常用の進入口又は代替進入口の配置	○		
99	代替進入口の「進入を妨げる構造」の取扱い	○		
100	敷地内の通路の取扱い	○		②のみ令2 防避003 を運用
101	火災の発生のおそれの少ない室	○		
102	階避難安全検証法	○		
103	居室の出口の1に達するまでに要する歩行時間	○		
104	滞留の解消時間	○		
105	在館者密度	○		
106	火災成長率	○		
107	階ごとの検証範囲	○		
108	ツインビル等の検証方法	○		
109	全館避難安全検証法	○		
110	全館煙降下時間	○		
111	調理室等とその他の部分とが一体である室の内装制限	○		
112	電磁誘導加熱式調理器等の内装制限	○		
113	内装制限における柱・はり等の取扱い	○		
114	共同住宅の集会室等及び複合用途建築物内の住戸部分の内装制限	○		
115	屋外階段と屋外避難階段の取扱い	○		
116	階段室型共同住宅における階段の幅の取扱い	○		
117	メゾネット型共同住宅の住戸からの直通階段の幅	○		
118	屋外階段の幅及びげあげ・踏面の寸法等の取扱い	○		
119	大規模店舗における階段の幅等の取扱い	○		
120	階段の有効幅員について	○		
121	大規模なひさしを有する倉庫・工場等の取扱い	○		
122	用途上やむを得ない場合の取扱い	○		
123	自主的に主要構造部を耐火構造等とした建築物の取扱い	○		
124	小規模な廊下・通路等と一体になった階段室の取扱い	○		
125	自走式立体駐車場の車路部分の取扱い	○		
126	避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きの範囲	○		
127	店舗・車庫等付3階建住宅（兼用住宅）の竪穴区画	○		
128	昇降路の壁等を有しないエレベーターの竪穴区画の取扱い	○		
129	店舗等付共同住宅における異種用途区画の取扱い	○		
130	物品販売店舗と飲食店舗との異種用途区画の取扱い	○		
131	パイプスペース等における点検・検針用の戸の取扱い	○		
132	はめごろし戸を常時閉鎖式防火戸とみなす取扱い	○		
133	防火区画を構成する床・壁の範囲	○		
134	界壁の範囲及び構造	○		
135	防火上主要な間仕切壁	○		
136	間仕切壁を準耐火構造としない場合の「避難上有効なバルコニー」について	○		
137	木造3階建における0.2㎡以内の換気窓の設置位置	○		
138	簡易な構造の建築物の指定について	○		

=備 考=

関係条文	年度	分類	番号
関 連 防避解説	29	防避	001



## 『防避解説』の取り扱いについて (4/4)

=要 旨=

ページ 数	タイトル	そのまま運用	別途運用	備考
139	簡易な構造の建築物の基準について	○		
141	防災計画の作成について	×		運用不可
142	中央管理室（防災センター）	○		
143	耐火建築物等の屋根に設ける屋上緑化の取扱い	○		
144	路地状敷地の非常用の進入口の取扱い	×		運用不可
145	昇降機の昇降路の防火区画について		○	15防避011
155	昇降路防火区画参考図集	○		15防避011
160	建築物の屋根をポリカーボネート板等でふく場合	○		16防避003
161	独立した自走式自動車車庫の取扱いについて	○		
167	クロススクリーン	○		
168	防火区画の壁・床に設けるエキスパンションジョイントの取扱い	○		
169	ラック式倉庫等の取扱い	○		14防避013
171	避難上の安全の検証	○		

=備 考=

関係条文		年度	分類	番号
関 連	防避解説	29	防避	001

県条例の「木造」の定義について

＝要 旨＝

県条例の「木造」とは法第 23 条に規定する「木造建築物等」とする。

＝内 容＝

平成 10 年 6 月 12 日法改正の 2 年目施行に伴い、法第 23 条において「木造建築物等」が明文化されたことから、県条例においての「木造」も、法第 23 条でいう「木造建築物等」がこれに該当するものとする。

法第 23 条の規定による「木造建築物等」とは、その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）のうち、自重又は積載荷重（いわゆる長期荷重）を支える部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたものである。

該当する主要構造部としては、壁、柱及びはりであるが、このうち壁については、自重又は積載荷重を支える部分（胴縁は風圧力を受ける部分）には該当しない。柱については、通し柱、管柱及び小屋束が自重又は積載荷重を支える部分（間柱は積載荷重を支える部分ではない）に該当する。はりについては、母屋、小屋ばり、床ばり、胴差し及びけたが自重又は積載荷重を支える部分に該当する。垂木、根太については、それぞれ屋根、床の構成材の一部と考えられるので、対象となる主要構造部には該当しない。

また、「可燃材料で造られたもの」とは、それぞれの部材ごとの過半以上に可燃材料が使用されていることをいう。

＝備 考＝

関係条文	法第 23 条、法第 21 条、令第 109 条の 4
関 連	県条例第 15 条、県条例第 16 条

年 度	分 類	番 号
14	防 避	021

## ラック式倉庫（立体自動倉庫）の取り扱いについて（1/2）

## =要 旨=

ラック式倉庫（固定した床を有さず、自動制御のクレーン等によって、物品を搬送、収納する倉庫）については、昭47連絡会議、昭60連絡会議及び平5主事会議で示された取り扱い基準による。

## =内 容=

## ラック式倉庫（立体自動倉庫）の取り扱いについて

## 第1 階数の算定について

当該部分の階は、1とする。

## 第2 床面積の合計の算定について

1 法第3章（第5節を除く）の規定を適用する場合の床面積の合計については、当該高さ5メートルごとに床があるものとして算定する。

2 前項以外の場合の当該部分の床面積の合計の算定については、当該部分の階数を1として算定する。

## 第3 形態による構造制限

本建築物の構造は、当該部分の高さ及び床面積の合計（第2第2項の規定による。）に応じて次の表による。ただし、軒高が10メートルを超えるもので、令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物とするものにあつては、当該部分の外周に配置される主要構造部である柱は、耐火構造しなければならない。

当該部分の床面積の合計（単位：平方メートル）					
1,500以上	1,000以上 1,500未満	500以上 1,000未満	500未満		
耐火建築物			-	10未満	当該部分の高さ（単位メートル）
又は令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物	耐火建築物又は準耐火建築物			10以上 15未満	
				15以上	

## 第4 危険物を収納する場合の構造制限

令第116条の表に指定する数量以上の危険物を収納するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

## 第5 防火区画について

1 令第112条の第1項、第4項から第6項までの適用にあつては、同条第1項第1号に掲げる建築物の部分とする。

2 当該部分の高さ15メートルを超えるものにあつては、令第112条第11項の規定により防火区画（たて穴区画）とする。

3 当該用途部分と他の用途部分は、令第112条第18項の規定により防火区画（異種用途区画）とする。

## 第6 開口部の防火措置について

外壁に設ける開口部については、法第2条第9号の2口に規定する防火設備とする。

## =備 考=

関係条文	
関 連	昭47連絡会議、昭60連絡会議、平5主事会議

年 度	分 類	番 号
14	防 避	013

## ラック式倉庫（立体自動倉庫）の取り扱いについて（2/2）

=要 旨=

=内 容=

## 第7 避難施設等について

- 1 当該部分には、原則として直通階段、避難階段、特別避難階段、非常用の照明装置、非常用の進入口及び非常用のエレベーターの設置は要しない。
- 2 排煙設備については、当該部分が令第126条の2第1項第4号又は平12建告第1436号の規定に適合する場合は、設置を要さない。

## 第8 構造計算のうち積載荷重について

- 1 当該部分の積載荷重は、積載物の種類及び各棚の充実率の実況に応じて計算する。
- 2 各棚の充実率は、応力及び外力の種類に応じて次の表によることができる。

応力の種類	荷重及び外力について想定する状態	ラックの充実率 (単位：%)	備 考
長期の応力	常 時	100	
短期の応力	積 雪 時	100	
	暴 風 時	80	建築物の転倒柱の引抜等を検討する場合は、50としなければならない。
	地 震 時	80	

## 第9 荷役運搬機械について

もっぱら荷役運搬の用に供する特殊な搬送施設は、法第2条第3号に該当する昇降機とはみなさない。

## \* 注意

- (1) 令第109条の3第1号でいう外壁は、自立するのが原則であるから鉄骨に耐火パネルをつける場合は、外壁を支持する構造耐力上主要な柱には、耐火被覆を行わなければならない。
- (2) 第2（床面積の合計の算定）の当該部分の床面積とは、ラック部分全体の床面積をさし、スタッカーレーンの移動部分も含む。
- (3) 第5第3項の「当該部分」には、原則として作業床部分を含まない。すなわち、物品保管スペースと作業スペースがある場合には、原則として令第112条第18項の規定による防火区画（異種用途区画）をしなければならない。

=備 考=

関係条文	
関 連	昭 47 連絡会議、昭 60 連絡会議、平 5 主事会議

年 度	分 類	番 号
14	防 避	013